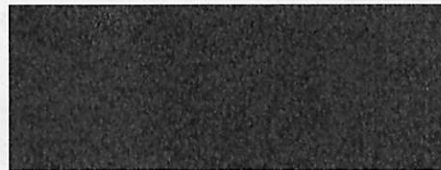


裁判官会議議事録	
開催日時	令和6年6月28日(金)午後4時
開催場所	大会議室
出席者	別紙出欠表のとおり
議事の経過の要領及びその結果	
承認事項	
(1) 事務分配及び裁判官の配置等規程の一部変更について 別添承認事項1丁から62丁までについていずれも承認	
(2) 大阪地方裁判所執行官事務分配規程の一部変更について 別添承認事項63丁のとおり承認	
(3) 大阪高等・地方・簡易裁判所当直規程の一部変更について 別添承認事項64丁のとおり承認	

議長



議事録作成者

裁判所事務官



(別紙)

所長	遠藤 邦彦
所長代行	井上 直哉

【民事部裁判官】

(令和6年6月28日現在)

部	判事	特例判事補	オブザーバー
1	松永 栄治	島崎 乃奈	亀井 奨之
	太田 多恵	秦 卓義	手嶋 悠生
	斗谷 匡志	(立仙 早矢)	小西 池将
	大和 隆之	(関 堯熙)	比舍 昌志
	岩佐 圭祐	(中川 和俊)	
2	松本 幸奈	山田 裕貴	
	横田 典子	橋本 康平	
	宮崎 陽介		
	小森 義行		
	高島 温子		
3	神田 知子		吉田 純
	棚橋 哲也	佐藤 克郎	
	谷口 大輔		
	高黒 吉昌		
	横尾 吉祐		
4	蒲長 武久		
	山川 洋一		
	植村 慎紀		
	岡暮 邦彰		山本 健太
	小澤 宗雄		
5	中地 裕	牛浜 裕輝	
	三木 雅憲		
	村上 吾		枚田 雅樹
	田永 暉		
	神野 武紀		黒川 真吾
6	達賀 武則		
	古賀 進		
	角田 久美		
	谷本 文孝		高矢 輝乃
	安橋 悠晴		
7	塚本 和達		
	石井 真智		伊藤 佳子
	奥原 智彦		
	小田 晋司		豊田 高史
	木谷 原香		
8	大谷 郁一	田中 春香	宮原 翔子
	成田 誠奈		
	西村 誠		
	那波 上		
	森野 林		

15	武中中安高山	田武嶋井橋本	瑞由謙龍憲	佳紀英明太	欠	丸横上	谷井田	昂千千	資穂愛	浅見一輝
16	山鈴村堀葛皆宮長三大久太(小)	木上西部崎浦森田田川	千貴亮功朋丈裕直千章貴	拓子昭一洋更紀博輔哉春子裕)	欠					山下栞菜
17										上寺紗也佳
18										根間玄実
19										土肥大致
20	林長植武阿西松直寺西芝黒野山仲小宮岡松島	谷川野宮波尾本江田岡田村中井川崎田阿彌田	利賢英右太展泰幸繁由武耕葉嘉純一惠美喜子	潤明郎子起一幸輝平靖平香範一月基郎梨隆	欠					若松達郎
21										
22										清水康平
23										堀田らな
24										田崎里歩
25										北岡佑太
26										
民事小計	判事	(90名)	(80名)	特例判事補	(13名)	(9名)	オブザーバー	(22名)	(18名)	

【刑事部裁判官】

(令和6年6月28日現在)

部	判 事	特例判事補	オブザーバー
1	加藤 陽子 欠 大久保 優子		加藤 雄大
2	近道 暁郎 金友 宏平		南 夢衣子
3	御山 真理子 辻井 由雅		近藤 友貴
5	三輪 篤志 小泉 健介 堀河 民与		武藤 遼
6	山田 裕文 藤永 祐介		奥田 紗永
7	三村 三緒 増尾 崇		村田 幸生
8	田中 伸一 角田 康洋		田島 花菜
10	長瀬 敬昭 欠 水落 桃子 欠	山田 明日香 欠	(岡野 哲郎) 欠 奥野 育美 欠 上田 郁也 欠 籾野 拓輝 欠 吉田 開 欠 竹内 壯太郎 欠
12	渡部 市郎 欠 岩崎 貴彦 中井 太郎 岩崎 邦生 設楽 大輔 佐々木 淑江	青木 勇人	
13			後藤 麻里
14	大森 直子 欠 倉成 章 欠		尾藤 淳哉 欠
15	末弘 陽一 三澤 節史 高橋 里奈 欠		林村 優雅
刑事小計	判 事 (28名) (22名)	特例判事補 (2名) (1名)	オブザーバー (16名) (10名)
合計	判 事 (120名) (104名)	特例判事補 (15名) (10名)	オブザーバー (38名) (28名)

(令和6年6月28日現在)

【堺支部裁判官】

部	判 事	特例判事補	オブザーバー
民事部	(支部長) 山 地 修 子	吉 本 奈々 絵	嶋 本 有 里 子
	桑 原 直 子	(山 根 直 輝) 欠	嶋 村 弥 寿
	藤 野 美 子		
	真 田 尚 美		
	國 分 綾 加 欠		
	大 寄 悦 美 欠		
	(琴 岡 佳 美)		
	山 田 裕 章		
刑事部	藤 原 美 弥 子 欠	河 本 薫 欠	奥 野 佑 麻 欠
	武 田 正 夫 欠		清 水 瑛 夫
	西 谷 大 吾 欠		
堺計	判 事 (11名)	(7名) 特例判事補 (3名)	(1名) オブザーバー (4名) (3名)
合計	判 事 (11名)	(7名) 特例判事補 (3名)	(1名) オブザーバー (4名) (3名)

(令和6年6月28日現在)

【岸和田支部裁判官】

部	判 事	特例判事補	オブザーバー		
	(支部長) 和久田 齊 佐藤 克則 佐藤 志保 欠 千葉 沙織 (家裁本務) 梅本 聡子 寺田 悠亮	水口 美弥 欠			
岸和田計	判 事 (6名)	(5名)	特例判事補 (1名)	(0名)	オブザーバー (0名)
合計	判 事 (6名)	(5名)	特例判事補 (1名)	(0名)	オブザーバー (0名)

裁判官会議出席者数

(令和6年6月28日現在)

人 員	構 成 員	判 事	137名 (所長・代行含む)	計156名 (定足数78名)
		特例判事補	19名	
	オブザーバー		42名	
	計		198名	
出 席 者 数	構 成 員	判 事	116名 (所長・代行含む)	計127名
		特例判事補	11名	
	オブザーバー		31名	
	計		158名	

承認事項

(令和6年6月28日)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和6年1月4日諮問）

（令和6年1月12日実施）

現 行	変 更 後																				
<p>（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第4民事部（商事部） <u>（毎日）</u></p> <table data-bbox="392 851 831 1064"> <tr> <td>裁 判 官</td> <td>谷 村 武 則</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>三 重 野 真 人</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>黒 田 吉 人</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>森 田 千 尋</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>（仙台家地裁へ）</u></td> </tr> </table> <p>（中略）</p>	裁 判 官	谷 村 武 則	〃	三 重 野 真 人	〃	黒 田 吉 人	〃	森 田 千 尋		<u>（仙台家地裁へ）</u>	<p>（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第4民事部（商事部） <u>（月火木金）</u></p> <table data-bbox="972 851 1411 1064"> <tr> <td>裁 判 官</td> <td>谷 村 武 則</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>三 重 野 真 人</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>黒 田 吉 人</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td><u>（兼）山 本 健 太</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>（兼務発令）</u></td> </tr> </table> <p>（中略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年1月12日から施行する。</u></p>	裁 判 官	谷 村 武 則	〃	三 重 野 真 人	〃	黒 田 吉 人	〃	<u>（兼）山 本 健 太</u>		<u>（兼務発令）</u>
裁 判 官	谷 村 武 則																				
〃	三 重 野 真 人																				
〃	黒 田 吉 人																				
〃	森 田 千 尋																				
	<u>（仙台家地裁へ）</u>																				
裁 判 官	谷 村 武 則																				
〃	三 重 野 真 人																				
〃	黒 田 吉 人																				
〃	<u>（兼）山 本 健 太</u>																				
	<u>（兼務発令）</u>																				

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和6年1月10日諮問）

（令和6年1月13日実施）

現 行	変 更 後
<p>第 5 編 管 内 簡 易 裁 判 所</p> <p>第 4 章 その他の簡易裁判所</p> <p>（裁判官の配置及び事務の分配）</p> <p>第 5 1 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>（4）茨木簡易裁判所</p> <p style="padding-left: 2em;">裁 判 官 寺 田 俊 弘</p> <p style="padding-left: 2em;">裁 判 官（代行）西 村 実 信</p> <p style="padding-left: 4em;">民事訴訟事件の3分の2</p> <p style="padding-left: 4em;">民事訴訟事件を除くその他の民事事件</p> <p style="padding-left: 4em;">中村裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p style="padding-left: 2em;">裁 判 官（代行）中 村 浩 之</p> <p style="padding-left: 4em;">（職務代行解消）</p> <p style="padding-left: 4em;">民事訴訟事件の3分の1</p> <p style="padding-left: 4em;">刑事公判事件</p> <p style="padding-left: 4em;">刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p style="padding-left: 4em;">刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p style="padding-left: 4em;">令状事件の5分の1</p> <p>（中略）</p>	<p>第 5 編 管 内 簡 易 裁 判 所</p> <p>第 4 章 その他の簡易裁判所</p> <p>（裁判官の配置及び事務の分配）</p> <p>第 5 1 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>（4）茨木簡易裁判所</p> <p style="padding-left: 2em;">裁 判 官 寺 田 俊 弘</p> <p style="padding-left: 4em;">民事訴訟事件の3分の2</p> <p style="padding-left: 4em;">民事訴訟事件を除くその他の民事事件</p> <p style="padding-left: 4em;">代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p style="padding-left: 2em;">裁 判 官（代行）西 村 実 信</p> <p style="padding-left: 4em;">民事訴訟事件の3分の1</p> <p style="padding-left: 4em;">刑事公判事件</p> <p style="padding-left: 4em;">刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p style="padding-left: 4em;">刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p style="padding-left: 4em;">令状事件の5分の1</p> <p>（中略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p style="padding-left: 2em;">この規程は、令和6年1月13日から施行する。</p>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和6年1月16日諮問)

(令和6年1月16日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1	(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第16民事部(普通部)(月水木金)	第16民事部(普通部)(月水木金)
裁判官 石丸将利	裁判官 石丸将利
” 鈴木千恵子	” 鈴木千恵子
” 村上貴昭	” 村上貴昭
” 武藤 遼	” 武藤 遼
	” 山下 栞菜
	<u>(任補)</u>
(中略)	(中略)
第18民事部(普通部)(月火水金)	第18民事部(普通部)(月火水金)
裁判官 宮崎朋紀	裁判官 宮崎朋紀
” 長 文 博	” 長 文 博
” 玉田雅義	” 玉田雅義
” 比舍昌志	” 比舍昌志
	” 根間玄実
	<u>(任補)</u>
(中略)	(中略)
第22民事部(普通部)(火水木金)	第22民事部(普通部)(火水木金)
裁判官 松本展幸	裁判官 松本展幸
” 直江泰輝	” 直江泰輝
” 寺田幸平	” 寺田幸平
” 加藤雄大	” 加藤雄大
	” 清水康平
	<u>(任補)</u>

<p>(中略)</p> <p>(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第2刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">近道 暁郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">金友 宏平</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">長谷川 豪</td> </tr> </table> <p>第3刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">御山 真理子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">辻井 由雅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">定松 祐太郎</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>第6刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">山田 裕文</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">安福 幸江</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">藪野 拓輝</td> </tr> </table> <p>第7刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">三村 三緒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">松本 英男</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">吉田 開</td> </tr> </table> <p>第8刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">田中 伸一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">角田 康洋</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">安曇 大智</td> </tr> </table>	裁判官	近道 暁郎	"	金友 宏平	"	長谷川 豪	裁判官	御山 真理子	"	辻井 由雅	"	定松 祐太郎	裁判官	山田 裕文	"	安福 幸江	"	藪野 拓輝	裁判官	三村 三緒	"	松本 英男	"	吉田 開	裁判官	田中 伸一	"	角田 康洋	"	安曇 大智	<p>(中略)</p> <p>(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第2刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">近道 暁郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">金友 宏平</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">長谷川 豪</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">南 夢衣子</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(任補)</td> </tr> </table> <p>第3刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">御山 真理子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">辻井 由雅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">定松 祐太郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">近藤 友貴</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(任補)</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>第6刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">山田 裕文</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">安福 幸江</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">藪野 拓輝</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">奥田 紗永</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(任補)</td> </tr> </table> <p>第7刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">三村 三緒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">松本 英男</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">吉田 開</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">村田 幸生</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(任補)</td> </tr> </table> <p>第8刑事部 (普通部) (毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">田中 伸一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">角田 康洋</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">安曇 大智</td> </tr> </table>	裁判官	近道 暁郎	"	金友 宏平	"	長谷川 豪	"	南 夢衣子		(任補)	裁判官	御山 真理子	"	辻井 由雅	"	定松 祐太郎	"	近藤 友貴		(任補)	裁判官	山田 裕文	"	安福 幸江	"	藪野 拓輝	"	奥田 紗永		(任補)	裁判官	三村 三緒	"	松本 英男	"	吉田 開	"	村田 幸生		(任補)	裁判官	田中 伸一	"	角田 康洋	"	安曇 大智
裁判官	近道 暁郎																																																																												
"	金友 宏平																																																																												
"	長谷川 豪																																																																												
裁判官	御山 真理子																																																																												
"	辻井 由雅																																																																												
"	定松 祐太郎																																																																												
裁判官	山田 裕文																																																																												
"	安福 幸江																																																																												
"	藪野 拓輝																																																																												
裁判官	三村 三緒																																																																												
"	松本 英男																																																																												
"	吉田 開																																																																												
裁判官	田中 伸一																																																																												
"	角田 康洋																																																																												
"	安曇 大智																																																																												
裁判官	近道 暁郎																																																																												
"	金友 宏平																																																																												
"	長谷川 豪																																																																												
"	南 夢衣子																																																																												
	(任補)																																																																												
裁判官	御山 真理子																																																																												
"	辻井 由雅																																																																												
"	定松 祐太郎																																																																												
"	近藤 友貴																																																																												
	(任補)																																																																												
裁判官	山田 裕文																																																																												
"	安福 幸江																																																																												
"	藪野 拓輝																																																																												
"	奥田 紗永																																																																												
	(任補)																																																																												
裁判官	三村 三緒																																																																												
"	松本 英男																																																																												
"	吉田 開																																																																												
"	村田 幸生																																																																												
	(任補)																																																																												
裁判官	田中 伸一																																																																												
"	角田 康洋																																																																												
"	安曇 大智																																																																												

<p>(中略)</p> <p>第13刑事部(普通部) (毎日)</p> <table border="0"> <tr> <td>裁判官</td> <td>岩崎邦生</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>設樂大輔</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>上田郁也</td> </tr> </table> <p>第14刑事部(普通部) (毎日)</p> <table border="0"> <tr> <td>裁判官</td> <td>坂口裕俊</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>倉成章</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>上寺紗也佳</td> </tr> </table> <p>(中略)</p>	裁判官	岩崎邦生	〃	設樂大輔	〃	上田郁也	裁判官	坂口裕俊	〃	倉成章	〃	上寺紗也佳	<p>〃 <u>田島花菜</u> (任補)</p> <p>(中略)</p> <p>第13刑事部(普通部) (毎日)</p> <table border="0"> <tr> <td>裁判官</td> <td>岩崎邦生</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>設樂大輔</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>上田郁也</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td><u>後藤麻里</u></td> </tr> </table> <p>(任補)</p> <p>第14刑事部(普通部) (毎日)</p> <table border="0"> <tr> <td>裁判官</td> <td>坂口裕俊</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>倉成章</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>上寺紗也佳</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td><u>尾藤淳哉</u></td> </tr> </table> <p>(任補)</p> <p>(中略)</p> <p><u>附則</u> <u>この規程は、令和6年1月16日から施行する。</u></p>	裁判官	岩崎邦生	〃	設樂大輔	〃	上田郁也	〃	<u>後藤麻里</u>	裁判官	坂口裕俊	〃	倉成章	〃	上寺紗也佳	〃	<u>尾藤淳哉</u>
裁判官	岩崎邦生																												
〃	設樂大輔																												
〃	上田郁也																												
裁判官	坂口裕俊																												
〃	倉成章																												
〃	上寺紗也佳																												
裁判官	岩崎邦生																												
〃	設樂大輔																												
〃	上田郁也																												
〃	<u>後藤麻里</u>																												
裁判官	坂口裕俊																												
〃	倉成章																												
〃	上寺紗也佳																												
〃	<u>尾藤淳哉</u>																												

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和6年1月10日諮問）

（令和6年1月20日実施）

現 行	変 更 後																																																																																																												
<p>（第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項）</p> <p>別表5</p> <p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第6 令状係（毎日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">裁判官</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>長 瀬 敬 昭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>増 尾 崇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>湯 川 亮</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>中 井 太 朗</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>青 木 勇 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>丸 谷 昂 資</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>伊 藤 佑 貴</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>岡 野 哲 郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>山 田 明 日 香</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>奥 野 育 美</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;"></td> <td>畑 村 章 夫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;"></td> <td>東 山 裕 実</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;"></td> <td>丸 橋 俊 幸</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;"></td> <td>阿 部 昭 彦</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;"></td> <td>今 田 勝 己</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>仙 波 陽 子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>植 田 武 志</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>中 村 浩 之</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-left: 200px;"><u>（兼務解消）</u></p> <p>（中略）</p>	裁判官	（兼）	長 瀬 敬 昭	"	（兼）	増 尾 崇	"	（兼）	湯 川 亮	"	（兼）	中 井 太 朗	"	（兼）	青 木 勇 人	"	（兼）	丸 谷 昂 資	"	（兼）	伊 藤 佑 貴	"	（兼）	岡 野 哲 郎	"	（兼）	山 田 明 日 香	"	（兼）	奥 野 育 美	"		畑 村 章 夫	"		東 山 裕 実	"		丸 橋 俊 幸	"		阿 部 昭 彦	"		今 田 勝 己	"	（兼）	仙 波 陽 子	"	（兼）	植 田 武 志	"	（兼）	中 村 浩 之	<p>（第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項）</p> <p>別表5</p> <p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第6 令状係（毎日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">裁判官</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>長 瀬 敬 昭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>増 尾 崇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>湯 川 亮</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>中 井 太 朗</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>青 木 勇 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>丸 谷 昂 資</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>伊 藤 佑 貴</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>岡 野 哲 郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>山 田 明 日 香</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>奥 野 育 美</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;"></td> <td>畑 村 章 夫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;"></td> <td>東 山 裕 実</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;"></td> <td>丸 橋 俊 幸</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;"></td> <td>阿 部 昭 彦</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;"></td> <td>今 田 勝 己</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>仙 波 陽 子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>植 田 武 志</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">"</td> <td style="padding-right: 10px;">（兼）</td> <td>西 村 実 信</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-left: 200px;"><u>（兼務発令）</u></p> <p>（中略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和6年1月20日から施行する。</u></p>	裁判官	（兼）	長 瀬 敬 昭	"	（兼）	増 尾 崇	"	（兼）	湯 川 亮	"	（兼）	中 井 太 朗	"	（兼）	青 木 勇 人	"	（兼）	丸 谷 昂 資	"	（兼）	伊 藤 佑 貴	"	（兼）	岡 野 哲 郎	"	（兼）	山 田 明 日 香	"	（兼）	奥 野 育 美	"		畑 村 章 夫	"		東 山 裕 実	"		丸 橋 俊 幸	"		阿 部 昭 彦	"		今 田 勝 己	"	（兼）	仙 波 陽 子	"	（兼）	植 田 武 志	"	（兼）	西 村 実 信
裁判官	（兼）	長 瀬 敬 昭																																																																																																											
"	（兼）	増 尾 崇																																																																																																											
"	（兼）	湯 川 亮																																																																																																											
"	（兼）	中 井 太 朗																																																																																																											
"	（兼）	青 木 勇 人																																																																																																											
"	（兼）	丸 谷 昂 資																																																																																																											
"	（兼）	伊 藤 佑 貴																																																																																																											
"	（兼）	岡 野 哲 郎																																																																																																											
"	（兼）	山 田 明 日 香																																																																																																											
"	（兼）	奥 野 育 美																																																																																																											
"		畑 村 章 夫																																																																																																											
"		東 山 裕 実																																																																																																											
"		丸 橋 俊 幸																																																																																																											
"		阿 部 昭 彦																																																																																																											
"		今 田 勝 己																																																																																																											
"	（兼）	仙 波 陽 子																																																																																																											
"	（兼）	植 田 武 志																																																																																																											
"	（兼）	中 村 浩 之																																																																																																											
裁判官	（兼）	長 瀬 敬 昭																																																																																																											
"	（兼）	増 尾 崇																																																																																																											
"	（兼）	湯 川 亮																																																																																																											
"	（兼）	中 井 太 朗																																																																																																											
"	（兼）	青 木 勇 人																																																																																																											
"	（兼）	丸 谷 昂 資																																																																																																											
"	（兼）	伊 藤 佑 貴																																																																																																											
"	（兼）	岡 野 哲 郎																																																																																																											
"	（兼）	山 田 明 日 香																																																																																																											
"	（兼）	奥 野 育 美																																																																																																											
"		畑 村 章 夫																																																																																																											
"		東 山 裕 実																																																																																																											
"		丸 橋 俊 幸																																																																																																											
"		阿 部 昭 彦																																																																																																											
"		今 田 勝 己																																																																																																											
"	（兼）	仙 波 陽 子																																																																																																											
"	（兼）	植 田 武 志																																																																																																											
"	（兼）	西 村 実 信																																																																																																											

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和6年2月8日諮問）

（令和6年1月24日実施）

現 行	変 更 後																						
<p style="text-align: center;">第 4 編 支 部</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 堺 支 部</p> <p>（裁判官の配置）</p> <p>第 2 4 条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>部に属しない裁判官</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁 判 官</td> <td style="text-align: center;">惣 脇 美奈子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">大 場 めぐみ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">安 部 朋 美</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">吉 澤 暁 子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">塚 上 公 裕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">平 井 美衣瑠</td> </tr> </table> <p>（中略）</p>	裁 判 官	惣 脇 美奈子	"	大 場 めぐみ	"	安 部 朋 美	"	吉 澤 暁 子	"	塚 上 公 裕	"	平 井 美衣瑠	<p style="text-align: center;">第 4 編 支 部</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 堺 支 部</p> <p>（裁判官の配置）</p> <p>第 2 4 条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>部に属しない裁判官</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁 判 官</td> <td style="text-align: center;">惣 脇 美奈子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">安 部 朋 美</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">吉 澤 暁 子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">塚 上 公 裕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">平 井 美衣瑠</td> </tr> </table> <p>（中略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年1月24日から施行する。</u></p>	裁 判 官	惣 脇 美奈子	"	安 部 朋 美	"	吉 澤 暁 子	"	塚 上 公 裕	"	平 井 美衣瑠
裁 判 官	惣 脇 美奈子																						
"	大 場 めぐみ																						
"	安 部 朋 美																						
"	吉 澤 暁 子																						
"	塚 上 公 裕																						
"	平 井 美衣瑠																						
裁 判 官	惣 脇 美奈子																						
"	安 部 朋 美																						
"	吉 澤 暁 子																						
"	塚 上 公 裕																						
"	平 井 美衣瑠																						

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和6年3月7日諮問)

(令和6年3月25日実施)

現 行		変 更 後	
(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)		(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)	
別表5		別表5	
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割		大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	
第1 民事公判係		第1 民事公判係	
第1係(月水金)	裁判官 藤田康夫	第1係(月水金)	裁判官 藤田康夫
第2係(月水金)	" 小林勘一郎	第2係(月水金)	" 小林勘一郎
第3係(月水金)	" 佐伯公正	第3係(月水金)	" 佐伯公正
			" 吉村勝彦
			<u>(民事公判8係から)</u>
第4係(月火木)	" 岩 曾 靖	第4係(月火木)	" 岩 曾 靖
	" <u>大田恵朗</u>		
	<u>(東京簡裁へ)</u>		
第5係(月火木)	" 上原宏光	第5係(月火木)	" 福田人美
	<u>(那覇簡裁へ)</u>		<u>(岸和田簡裁から)</u>
第6係(月火木)	" 西嶋一恵	第6係(月火木)	" 西嶋一恵
第7係(月水金)	" 宮川隆	第7係(月水金)	" 宮川隆
第8係(木)	" 新屋眞宏	第8係(木)	" 新屋眞宏
	" <u>吉村勝彦</u>		
	<u>(民事公判3係へ)</u>		
	" <u>氏家裕美</u>		
	<u>(那覇簡裁へ)</u>		
	" <u>木原義則</u>		
	<u>(京丹後簡裁へ)</u>		
	" <u>西川浩二</u>		
	<u>(和歌山・湯浅簡裁へ)</u>		
	" <u>小林智人</u>		
	<u>(太田簡裁へ)</u>		
	" <u>柏原成光</u>		
	<u>(民事公判9係へ)</u>		
第9係(水金)	" 船越英明	第9係(水金)	" 船越英明
	" <u>藤井 徹</u>		" <u>柏原成光</u>
	<u>(柏原・篠山簡裁へ)</u>		<u>(民事公判8係から)</u>

第10係 (月火木)	"	荻谷 誠	第10係 (月火木)	"	荻谷 誠
第11係 (月水金)	"	<u>池尻 修三</u>	第11係 (月水金)	"	<u>丸橋 俊幸</u>
		(民事特殊係へ)			(令状係から)
第12係 (月火木)	"	谷川 佳史	第12係 (月火木)	"	谷川 佳史
第13係 (月水金)	"	<u>松尾 真一</u>	第13係 (月水金)	"	<u>東山 裕実</u>
		(姫路簡裁へ)			(令状係から)
第14係 (月火木)	"	山本 泰博	第14係 (月火木)	"	山本 泰博
第15係 (月火木)	"	<u>有田 禎宏</u>	第15係 (月火木)	"	<u>和田 一臣</u>
		(伏見簡裁へ)			(民事公判17係から)
第16係 (月水金)	"	藤木 義裕	第16係 (月水金)	"	藤木 義裕
第17係 (月火木)	"	<u>和田 一臣</u>	第17係 (月火木)	"	<u>中村 浩之</u>
		(民事公判15係へ)			(民事特殊係から)
第18係 (月水金)	"	川副 勝巳	第18係 (月水金)	"	川副 勝巳
第21係 (月水金)	"	朝田 和男	第21係 (月水金)	"	朝田 和男
第22係 (月火木)	"	<u>南 正一</u>	第22係 (月火木)	"	<u>高山 正之</u>
		(直方簡裁へ)			
	"	高山 正之		"	高山 正之
第2 民事特殊事件係 (即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等) (毎日)		裁判官 (兼) 井上 直哉	第2 民事特殊事件係 (即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等) (毎日)		裁判官 (兼) 井上 直哉
	"	田中 俊次		"	田中 俊次
	"	菅 浩次		"	森本 幸治
	"	森本 幸治		"	<u>池尻 修三</u>
	"	<u>山下 雅資</u>		"	(民事公判11係から)
		(調停2係へ)		"	<u>武田 雄二郎</u>
	"	<u>中村 浩之</u>		"	(羽曳野簡裁から)
		(民事公判17係へ)		"	菅 浩次
	"	西村 実信		"	西村 実信
	"	<u>内藤 智機</u>		"	(兼) 川副 勝巳
		(交通即決略式係へ)		"	(兼) 中村 浩之
	"	(兼) 和田 一臣		"	(兼務発令)
		(兼務解消)		"	
	"	(兼) 川副 勝巳		"	
第3 調停係 (毎日)		裁判官 諫武 高行	第3 調停係 (毎日)		裁判官 諫武 高行
第1係	"	<u>水野 和雄</u>	第1係	"	<u>小西 義博</u>
		(調停3係へ)			(奈良簡裁から)

第2係	〃 <u>宮部 稔</u> (松江簡裁へ)	第2係	〃 <u>加藤 優</u> (調停5係から)
第3係	〃 <u>臼井 康雄</u> (明石簡裁へ)	第3係	〃 <u>山下 雅資</u> (民事特殊係から)
第4係	〃 <u>伊葉 匡功</u>	第4係	〃 <u>水野 和雄</u> (調停1係から)
第5係	〃 <u>加藤 優</u> (調停1係へ)	第5係	〃 <u>伊葉 匡功</u>
第4 刑事公判係		第4 刑事公判係	
第1係 (月水木)	裁判官 (兼) <u>植田 武志</u> (兼務解消)	第1係 (月水木)	裁判官 (兼) <u>立川 唱寛</u> (兼務発令)
第2係 (月水木)	〃 <u>仙波 陽子</u>	第2係 (月水木)	〃 <u>仙波 陽子</u>
第5 略式係 (毎日)		第5 略式係 (毎日)	
(1) 普通略式係	裁判官 <u>植田 武志</u> (羽曳野簡裁へ)	(1) 普通略式係	裁判官 <u>立川 唱寛</u> (交通即決略式係から)
	〃 (兼) <u>仙波 陽子</u>		〃 (兼) <u>仙波 陽子</u>
	〃 (兼) <u>畑村 章夫</u>		〃 (兼) <u>畑村 章夫</u>
	〃 (兼) <u>東山 裕実</u> (兼務解消)		〃 (兼) <u>岩本 直樹</u> (兼務発令)
	〃 (兼) <u>丸橋 俊幸</u> (兼務解消)		〃 (兼) <u>木花 弘</u> (兼務発令)
	〃 (兼) <u>阿部 昭彦</u> (兼務解消)		〃 (兼) <u>小川 親治</u> (兼務発令)
	〃 (兼) <u>今田 勝己</u> (兼務解消)		〃 (兼) <u>足立 和城</u> (兼務発令)
(2) 交通即決略式係	裁判官 <u>足立 和城</u> (令状係へ)	(2) 交通即決略式係	裁判官 <u>内藤 智機</u> (民事特殊係から)
	〃 <u>立川 唱寛</u> (普通略式係へ)		〃 <u>阿部 昭彦</u> (令状係から)
第6 令状係 (毎日)	裁判官 (兼) <u>長瀬 敬昭</u>	第6 令状係 (毎日)	裁判官 (兼) <u>長瀬 敬昭</u>
	〃 (兼) <u>増尾 崇</u>		〃 (兼) <u>増尾 崇</u>
	〃 (兼) <u>湯川 亮</u>		〃 (兼) <u>湯川 亮</u>
	〃 (兼) <u>中井 太朗</u>		〃 (兼) <u>中井 太朗</u>
	〃 (兼) <u>青木 勇人</u>		〃 (兼) <u>青木 勇人</u>
	〃 (兼) <u>丸谷 昂資</u>		〃 (兼) <u>丸谷 昂資</u>
	〃 (兼) <u>伊藤 佑貴</u>		〃 (兼) <u>伊藤 佑貴</u>

<p>〃 (兼)岡野哲郎</p> <p>〃 (兼)山田明日香</p> <p>〃 (兼)奥野育美</p> <p>〃 畑村章夫</p> <p>〃 東山裕実</p> <p><u>(民事公判13係へ)</u></p> <p>〃 丸橋俊幸</p> <p><u>(民事公判11係へ)</u></p> <p>〃 阿部昭彦</p> <p><u>(交通即決略式係へ)</u></p> <p>〃 今田勝己</p> <p><u>(調停5係へ)</u></p> <p>〃 (兼)仙波陽子</p> <p>〃 (兼)植田武志</p> <p><u>(兼務解消)</u></p> <p>〃 (兼)西村実信</p> <p><u>(兼務解消)</u></p>	<p>〃 (兼)岡野哲郎</p> <p>〃 (兼)山田明日香</p> <p>〃 (兼)奥野育美</p> <p>〃 畑村章夫</p> <p>〃 岩本直樹</p> <p><u>(須崎・中村・高知簡裁から)</u></p> <p>〃 木花弘</p> <p><u>(伏見簡裁から)</u></p> <p>〃 小川親治</p> <p><u>(宇治簡裁から)</u></p> <p>〃 足立和城</p> <p><u>(交通即決略式係から)</u></p> <p>〃 (兼)仙波陽子</p> <p>〃 (兼)立川唱寛</p> <p><u>(兼務発令)</u></p>
---	--

第2章 堺簡易裁判所

(裁判事務の分配)

第43条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。

裁判官 松田 亨

- 民事訴訟事件の5分の2
- 民事少額訴訟事件の5分の2
- 少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2
- 督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）
- 公示催告事件
- 即決和解事件の2分の1
- 民事過料事件
- 民事保全事件の5分の3
- 民事雑事件の5分の2
- 刑事公判事件
- 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。）
- 交通切符（三者即日処理方式）による略式命

第2章 堺簡易裁判所

(裁判事務の分配)

第43条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。

裁判官 松田 亨

- 民事訴訟事件の5分の2
- 民事少額訴訟事件の5分の2
- 少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2
- 督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）
- 公示催告事件
- 即決和解事件の2分の1
- 民事過料事件
- 民事保全事件の5分の3
- 民事雑事件の5分の2
- 刑事公判事件
- 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。）
- 交通切符（三者即日処理方式）による略式命

<p>令事件 刑事雑事件の5分の2 裁判官 三浦 恵 民事訴訟事件の5分の2 民事小額訴訟事件の5分の2 小額訴訟債権執行に関する事件の5分の2 即決和解事件の2分の1 民事保全事件の5分の2 民事雑事件の5分の2 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件を除く刑事略式命令事件(待命)の5分の2 刑事雑事件の5分の2 他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 裁判官(代行)藤田大生 民事訴訟事件の5分の1 民事小額訴訟事件の5分の1 小額訴訟債権執行に関する事件の5分の1 民事雑事件の5分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件を除く刑事略式命令事件(待命)の5分の1 刑事雑事件の5分の1 裁判官(代行)武田雄二郎 (職務代行解消) 民事調停事件の2分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件を除く刑事略式命令事件(待命)の5分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件及び刑事略式命令事件(待命)を除く刑事略式命令事件の2分の1 裁判官(代行)三瀬英祐 民事調停事件の2分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件を除く刑事略式命令事件(待命)の5分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件及び刑事略式命令事件(待命)を除く</p>	<p>令事件 刑事雑事件の5分の2 裁判官 三浦 恵 民事訴訟事件の5分の2 民事小額訴訟事件の5分の2 小額訴訟債権執行に関する事件の5分の2 即決和解事件の2分の1 民事保全事件の5分の2 民事雑事件の5分の2 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件を除く刑事略式命令事件(待命)の5分の2 刑事雑事件の5分の2 他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 裁判官(代行)藤田大生 民事訴訟事件の5分の1 民事小額訴訟事件の5分の1 小額訴訟債権執行に関する事件の5分の1 民事雑事件の5分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件を除く刑事略式命令事件(待命)の5分の1 刑事雑事件の5分の1 裁判官(代行)植田武志 (職務代行発令) 民事調停事件の2分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件を除く刑事略式命令事件(待命)の5分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件及び刑事略式命令事件(待命)を除く刑事略式命令事件の2分の1 裁判官(代行)三瀬英祐 民事調停事件の2分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件を除く刑事略式命令事件(待命)の5分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件及び刑事略式命令事件(待命)を除く</p>
---	--

<p>刑事略式命令事件の2分の1 裁判官 (兼) 藤野美子 民事保全異議及び取消事件</p> <p>(中略)</p> <p>第3章 岸和田簡易裁判所</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第47条 岸和田簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p><u>裁判官 福田人美</u> <u>(大阪簡裁へ)</u></p> <p>民事訴訟事件 (再審請求事件を含む。) の5分の3 民事少額訴訟事件 民事調停事件 督促事件 (支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件) 公示催告事件 民事過料事件 民事保全事件 即決和解事件 少額訴訟債権執行に関する事件 民事雑事件 刑事正式裁判事件 令状事件 他の裁判官の担当する事件を除くその他の民事事件 他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官 (代行) 矢野靖人 民事訴訟事件 (再審請求事件を含む。) の5分の2 刑事公判事件 刑事略式命令事件 交通待命 (切符) 略式命令事件 更生保護法第52条第6項の規定による特</p>	<p>刑事略式命令事件の2分の1 裁判官 (兼) 藤野美子 民事保全異議及び取消事件</p> <p>(中略)</p> <p>第3章 岸和田簡易裁判所</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第47条 岸和田簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p><u>裁判官 辰巳晃</u> <u>(奈良簡裁から)</u></p> <p>民事訴訟事件 (再審請求事件を含む。) の5分の3 民事少額訴訟事件 民事調停事件 督促事件 (支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件) 公示催告事件 民事過料事件 民事保全事件 即決和解事件 少額訴訟債権執行に関する事件 民事雑事件 刑事正式裁判事件 令状事件 他の裁判官の担当する事件を除くその他の民事事件 他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官 (代行) 矢野靖人 民事訴訟事件 (再審請求事件を含む。) の5分の2 刑事公判事件 刑事略式命令事件 交通待命 (切符) 略式命令事件 更生保護法第52条第6項の規定による特</p>
--	--

<p>別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 その他の簡易裁判所</p> <p>(裁判官の配置及び事務の分配)</p> <p>第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大阪池田簡易裁判所</p> <p>裁判官 藤田大生</p> <p>民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行) 今田勝己</u> (職務代行解消)</p> <p>刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(2) 豊中簡易裁判所</p> <p>裁判官 山本 猛</p> <p>民事事件</p> <p>刑事正式裁判事件(当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行) 阿部昭彦</u> (職務代行解消)</p> <p>山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(3) 吹田簡易裁判所</p> <p>裁判官 瀧川勝子</p> <p>民事事件</p>	<p>別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 その他の簡易裁判所</p> <p>(裁判官の配置及び事務の分配)</p> <p>第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大阪池田簡易裁判所</p> <p>裁判官 藤田大生</p> <p>民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行) 足立和城</u> (職務代行発令)</p> <p>刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(2) 豊中簡易裁判所</p> <p>裁判官 山本 猛</p> <p>民事事件</p> <p>刑事正式裁判事件(当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行) 岩本直樹</u> (職務代行発令)</p> <p>山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(3) 吹田簡易裁判所</p> <p>裁判官 瀧川勝子</p> <p>民事事件</p>
--	--

<p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行)丸橋俊幸</u> <u>(職務代行解消)</u></p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 羽曳野簡易裁判所</p> <p><u>裁判官 武田雄二郎</u> <u>(大阪簡裁へ)</u></p> <p>民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行)東山裕実</u> <u>(職務代行解消)</u></p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(9) 佐野簡易裁判所</p> <p><u>裁判官 三瀬英祐</u></p> <p>民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行)福田人美</u> <u>(職務代行解消)</u></p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(中略)</p> <p>第 6 編 司法行政事務の代理順序</p>	<p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行)小川親治</u> <u>(職務代行発令)</u></p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 羽曳野簡易裁判所</p> <p><u>裁判官 植田武志</u> <u>(大阪簡裁から)</u></p> <p>民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行)木花弘</u> <u>(職務代行発令)</u></p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(9) 佐野簡易裁判所</p> <p><u>裁判官 三瀬英祐</u></p> <p>民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行)辰巳晃</u> <u>(職務代行発令)</u></p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(中略)</p> <p>第 6 編 司法行政事務の代理順序</p>
---	---

<p>(司法行政事務の代理)</p> <p>第54条(略)</p> <p>2～6(略)</p> <p>7 岸和田簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>裁判官 福田人美</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(司法行政事務の代理)</p> <p>第54条(略)</p> <p>2～6(略)</p> <p>7 岸和田簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>裁判官 辰巳 晃</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和6年3月25日から施行する。</u></p>
---	--

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和6年3月7日諮問)

(令和6年4月1日実施)

現 行	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 2 編 本 庁 民 事 部</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 通 則</p> <p>(中略)</p> <p>(定義)</p> <p>第5条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成13年最高裁判所規程第1号）と同一の意義による。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 会社事件等 ア～ス (略)</p> <p><u>セ 民事非訟事件及び商事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）</u></p> <p>(10) 知的財産事件 ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作者の権利、出版権、著作隣接権、回路配置利用権、種苗法上の育成者権、不正競争防止法、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律、商法第12条及び会社法第8条、パブリシティの権利に関する通常訴訟事件並びに行政訴訟事件 イ～カ (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 編 本 庁 民 事 部</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 通 則</p> <p>(中略)</p> <p>(定義)</p> <p>第5条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成13年最高裁判所規程第1号）と同一の意義による。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 会社事件等 ア～ス (略)</p> <p><u>セ 仲裁法に規定する事件（本条において別に定める場合を除く。）</u></p> <p><u>ソ 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律第5条に基づく国際和解合意の執行決定申立事件（本条において別に定める場合を除く。）</u></p> <p><u>タ 民事非訟事件及び商事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）</u></p> <p>(10) 知的財産事件 ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作者の権利、出版権、著作隣接権、回路配置利用権、種苗法上の育成者権、不正競争防止法、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律、商法第12条及び会社法第8条、パブリシティの権利に関する通常訴訟事件並びに行政訴訟事件 イ～カ (略)</p> <p><u>キ 仲裁法に規定する事件（アに掲げる権利又は法律により保護される利益に関するものに限る。）</u></p> <p><u>ク 調停による国際的な和解合意に関する国</u></p>

<p>(11)～(18) (略)</p> <p>(19) 普通事件 前号に定める専門事件以外の通常訴訟事件 共助事件（民事訴訟法第204条に定める方法を用いる尋問の共助事件を除く。）は、前各号に関するものであると否とを問わず、普通事件とする。 <u>仲裁関係事件は、普通事件とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1</p> <p style="text-align: center;">裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1民事部（保全部）（毎日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">井上直哉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">三宅知三郎</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（大分地裁へ）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">太田多恵</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">仲井葉月</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（24民へ）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">島崎乃奈</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">関堯熙</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">宮原翔子</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（14民へ）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">植村一仁</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（5民へ）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">林奈桜</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（14民へ）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">永田雄一</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（神戸地裁龍野支部へ）</u></td> </tr> </table>	裁判官	井上直哉	〃	三宅知三郎		<u>（大分地裁へ）</u>	〃	太田多恵	〃	仲井葉月		<u>（24民へ）</u>	〃	島崎乃奈	〃	関堯熙	〃	宮原翔子		<u>（14民へ）</u>	〃	植村一仁		<u>（5民へ）</u>	〃	林奈桜		<u>（14民へ）</u>	〃	永田雄一		<u>（神戸地裁龍野支部へ）</u>	<p><u>際連合条約の実施に関する法律第5条に基づき国際和解合意の執行決定申立事件（アに掲げる権利又は法律により保護される利益に関するものに限る。）</u></p> <p>(11)～(18) (略)</p> <p>(19) 普通事件 前号に定める専門事件以外の通常訴訟事件 共助事件（民事訴訟法第204条に定める方法を用いる尋問の共助事件を除く。）は、前各号に関するものであると否とを問わず、普通事件とする。 <u>裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関係事件は、普通事件とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1</p> <p style="text-align: center;">裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1民事部（保全部）（毎日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">井上直哉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">斗谷匡志</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（東京高裁から）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">太田多恵</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">（兼）仲井葉月</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（兼務発令）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">岩佐圭祐</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（5民から）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">島崎乃奈</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">秦卓義</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（名古屋地裁から）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">亀井奨之</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（14民から）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">比舎昌志</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（18民から）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">小西池将</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（19民から）</u></td> </tr> </table>	裁判官	井上直哉	〃	斗谷匡志		<u>（東京高裁から）</u>	〃	太田多恵	〃	（兼）仲井葉月		<u>（兼務発令）</u>	〃	岩佐圭祐		<u>（5民から）</u>	〃	島崎乃奈	〃	秦卓義		<u>（名古屋地裁から）</u>	〃	亀井奨之		<u>（14民から）</u>	〃	比舎昌志		<u>（18民から）</u>	〃	小西池将		<u>（19民から）</u>
裁判官	井上直哉																																																																		
〃	三宅知三郎																																																																		
	<u>（大分地裁へ）</u>																																																																		
〃	太田多恵																																																																		
〃	仲井葉月																																																																		
	<u>（24民へ）</u>																																																																		
〃	島崎乃奈																																																																		
〃	関堯熙																																																																		
〃	宮原翔子																																																																		
	<u>（14民へ）</u>																																																																		
〃	植村一仁																																																																		
	<u>（5民へ）</u>																																																																		
〃	林奈桜																																																																		
	<u>（14民へ）</u>																																																																		
〃	永田雄一																																																																		
	<u>（神戸地裁龍野支部へ）</u>																																																																		
裁判官	井上直哉																																																																		
〃	斗谷匡志																																																																		
	<u>（東京高裁から）</u>																																																																		
〃	太田多恵																																																																		
〃	（兼）仲井葉月																																																																		
	<u>（兼務発令）</u>																																																																		
〃	岩佐圭祐																																																																		
	<u>（5民から）</u>																																																																		
〃	島崎乃奈																																																																		
〃	秦卓義																																																																		
	<u>（名古屋地裁から）</u>																																																																		
〃	亀井奨之																																																																		
	<u>（14民から）</u>																																																																		
〃	比舎昌志																																																																		
	<u>（18民から）</u>																																																																		
〃	小西池将																																																																		
	<u>（19民から）</u>																																																																		

	<p>〃 中川和俊 〃 橋本康平 <u>(2民～)</u> 〃 (代行) 山田裕貴</p>	<p>〃 大和隆之 <u>(福岡地裁大牟田支部から)</u> 〃 松本幸奈 <u>(14民から)</u> 〃 立仙早矢 <u>(2民から) (民間企業研修～)</u> 〃 中川和俊 〃 関堯熙 〃 (代行) 山田裕貴 〃 手嶋悠生 <u>(17民から)</u></p>	
第2民事部 (租税・行政部) (月火水金)	<p>裁判官 横田典子 〃 田辺暁志 <u>(法務省訟務局～)</u> 〃 森文弥 <u>(東京地裁～)</u> 〃 立仙早矢 <u>(1民～)</u></p>	第2民事部 (租税・行政部) (月火水金)	<p>裁判官 横田典子 〃 宮崎陽介 <u>(千葉地裁から)</u> 〃 小森まや <u>(釧路地裁から)</u> 〃 橋本康平 <u>(1民 (民間企業研修) から)</u></p>
第3民事部 (普通部) (月火木金)	<p>裁判官 林潤 <u>(20民～)</u> 〃 神田温子 〃 棚橋知子 〃 吉田純</p>	第3民事部 (普通部) (月火木金)	<p>裁判官 高島義行 <u>(広島高裁局長から)</u> 〃 神田温子 〃 棚橋知子 〃 吉田純</p>
第4民事部 (商事部) (月火木金)	<p>裁判官 谷村武則 <u>(10民～)</u> 〃 三重野真人 <u>(高松高裁～)</u> 〃 黒田吉人 〃 (兼) 山本健太 <u>(兼務解消)</u></p>	第4民事部 (商事部) (月火木金)	<p>裁判官 谷口哲也 <u>(大阪高裁から)</u> 〃 (兼) 谷村武則 <u>(兼務発令)</u> 〃 高原大輔 <u>(水戸地裁から)</u> 〃 黒田吉人 〃 佐藤克郎 <u>(新潟地裁から)</u></p>
第5民事部 (労働部) (毎日)	<p>裁判官 横田昌紀 〃 尾河吉久 〃 蒲田祐一</p>	第5民事部 (労働部) (毎日)	<p>裁判官 横田昌紀 〃 尾河吉久 〃 蒲田祐一</p>

<p> " 長谷川 武 久 " 山 中 洋 美 " <u>岩 崎 雄 亮</u> (最高裁調査官へ) " <u>岩 佐 圭 祐</u> (1民へ) " 岡 野 慎 也 </p> <p> 第6民事部(倒産部) (毎日) 裁 判 官 <u>中 山 誠 一</u> (大阪高裁へ) " 吉 澤 邦 和 " <u>小 川 貴 寛</u> (津地裁へ) " <u>金 洪 周</u> (高松高裁へ) " 山 本 健 太 </p> <p> 第7民事部(租税・行政部) (月火木金) 裁 判 官 德 地 淳 " <u>新 宮 智 之</u> (大阪高裁へ) " <u>太 田 章 子</u> (19民へ) </p> <p> " 牛 濱 裕 輝 </p> <p> 第8民事部(普通部) (月水木金) 裁 判 官 <u>中 尾 彰</u> (6民へ) </p> <p> " <u>松 本 明 子</u> (神戸家裁姫路支部へ) " 神 永 暁 " 枚 田 雅 樹 </p> <p> 第9民事部(普通部) (火水木金) 裁 判 官 達 野 ゆ き </p>	<p> " 長谷川 武 久 " 山 中 洋 美 " <u>植 村 一 仁</u> (1民から) </p> <p> " 岡 野 慎 也 " <u>小 暮 紀 幸</u> (熊本地裁玉名支部から) </p> <p> 第6民事部(倒産部) (毎日) 裁 判 官 <u>中 尾 彰</u> (8民から) " 吉 澤 邦 和 " <u>原 田 宗 輔</u> (徳島地裁から) " <u>簀 川 雄 一</u> (福井地裁武生支部から) " 山 本 健 太 </p> <p> 第7民事部(租税・行政部) (月火木金) 裁 判 官 德 地 淳 " <u>(兼) 太 田 章 子</u> (兼務発令) " <u>三 木 裕 之</u> (松江地裁出雲支部から) " <u>中 村 雅 人</u> (岡山地裁から) " 牛 濱 裕 輝 </p> <p> 第8民事部(普通部) (月水木金) 裁 判 官 <u>三 村 憲 吾</u> (大阪高裁から) " <u>(兼) 中 尾 彰</u> (兼務発令) " <u>上 田 瞳</u> (高松家裁丸亀支部から) " 神 永 暁 " 枚 田 雅 樹 </p> <p> 第9民事部(普通部) (火水木金) 裁 判 官 達 野 ゆ き </p>
---	--

<p>” 古賀英武 ” 伊藤拓也 <u>(広島高裁へ)</u></p> <p>” 黒川真吾 第10民事部(建築・調停部)(毎日) 裁判官 中川博文 <u>(大阪法務局長へ)</u></p> <p>” 安木進 ” 鈴木雅久 <u>(法務省訟務局へ)</u></p> <p>” (兼)永田雄一 <u>(兼務解消)</u></p> <p>” 橋本悠子</p> <p>第11民事部(普通部)(月水木金) 裁判官 土井文美 ” 石原和孝 ” 奥田達生 ” 宮澤裕登 <u>(水戸地裁へ)</u></p> <p>(中略)</p> <p>第13民事部(普通部)(火水木金) 裁判官 成田晋司 ” 柴田義人 <u>(東京地裁へ)</u></p> <p>” 伊澤大介 <u>(最高裁調査官へ)</u></p> <p>” 豊田高史 第14民事部(執行部)(毎日) 裁判官 森鍵一 ” 野上誠一 ” 松本幸奈 <u>(1民へ)</u></p> <p>” 秋本円香 <u>(福岡地裁行橋支部へ)</u></p>	<p>” 古賀英武 ” 角田裕紀 <u>(宮崎地裁日南支部から)</u></p> <p>” 黒川真吾 第10民事部(建築・調停部)(毎日) 裁判官 谷村武則 <u>(4民から)</u></p> <p>” 安木進</p> <p>” 橋本悠子 ” (兼)大和隆之 <u>(兼務発令)</u></p> <p>” 塚本晴久 <u>(熊本地裁人吉支部から)</u></p> <p>第11民事部(普通部)(月水木金) 裁判官 土井文美 ” 石原和孝 ” 奥田達生 ” 高矢輝乃 <u>(15刑から)</u></p> <p>(中略)</p> <p>第13民事部(普通部)(火水木金) 裁判官 成田晋司 ” 西村甲児 <u>(高松高裁から)</u></p> <p>” 那波郁香 <u>(15民から)</u></p> <p>” 豊田高史 第14民事部(執行部)(毎日) 裁判官 森鍵一 ” 野上誠一 ” 林奈桜 <u>(1民から)</u></p> <p>” 田中春香 <u>(横浜地裁川崎支部から)</u></p>
---	--

" <u>亀井 奨之</u> (1民～)	" <u>宮原 翔子</u> (1民から)
第15民事部 (交通部) (毎日)	第15民事部 (交通部) (毎日)
裁判官 武田 瑞佳	裁判官 武田 瑞佳
" 中武 由紀	" 中武 由紀
" 中嶋 謙英	" 中嶋 謙英
" 安井 龍明	" 安井 龍明
" <u>那波 郁香</u>	" <u>(兼) 那波 郁香</u>
(13民～)	(兼務発令)
" <u>木戸口 恆成</u> (福岡地裁大牟田支部～)	" 高橋 憲太
" 高橋 憲太	" 横井 千穂
" 横井 千穂	" 丸谷 昂資
" <u>林 憲太朗</u> (徳島地裁～)	" <u>上田 千愛</u> (岐阜地裁から)
" <u>(兼) 山田 裕貴</u> (兼務解消)	" <u>浅見 一輝</u> (水戸地裁から)
第16民事部 (普通部) (月水木金)	第16民事部 (普通部) (月水木金)
裁判官 <u>石丸 将利</u> (大阪高裁～)	裁判官 <u>山本 拓</u> (最高裁調査官から)
" 鈴木 千恵子	" 鈴木 千恵子
" 村上 貴昭	" 村上 貴昭
" <u>武藤 遼</u>	" <u>(兼) 武藤 遼</u>
(5刑～)	(兼務発令)
" 山下 栞菜	" 山下 栞菜
第17民事部 (医事部) (月火水木)	第17民事部 (医事部) (月火水木)
裁判官 <u>徳増 誠一</u> (東京地裁～)	裁判官 <u>堀部 亮一</u> (大阪高裁から)
" 葛西 功洋	" 葛西 功洋
" 皆川 更	" 皆川 更
" <u>手嶋 悠生</u>	" <u>上寺 紗也佳</u>
(1民～)	(14刑から)
第18民事部 (普通部) (月火水金)	第18民事部 (普通部) (月火水金)
裁判官 宮崎 朋紀	裁判官 宮崎 朋紀
" 長 丈博	" 長 丈博
" <u>玉田 雅義</u> (岡山地裁津山支部～)	" <u>三浦 裕輔</u> (福岡地裁から)
" <u>比舍 昌志</u>	" <u>(兼) 比舍 昌志</u>

	<u>(1民へ)</u>		<u>(兼務発令)</u>
第19民事部 (医事部) (毎日)	根間 玄実	第19民事部 (医事部) (毎日)	根間 玄実
裁判官	大森 直哉	裁判官	大森 直哉
〃	能宗 美和	〃	久保田 千春
	<u>(松山地裁宇和島支部へ)</u>		<u>(神戸家裁明石支部から)</u>
〃	小川 貴裕	〃	太田 章子
〃	小西池 将		<u>(7民から)</u>
	<u>(1民へ)</u>	〃	小川 貴裕
第20民事部 (医事部) (月火水金)	富上 智子	〃	(兼) 小西池 将
裁判官	<u>(神戸地裁へ)</u>		<u>(兼務発令)</u>
〃	長谷川 利明	〃	土肥 大致
〃	植田 裕紀久		<u>(1刑から)</u>
	<u>(広島地裁へ)</u>	第20民事部 (医事部) (月火水金)	林 潤
〃	若松 達郎	裁判官	<u>(3民から)</u>
第21民事部 (知的財産権部) (火木)	武宮 英子	〃	長谷川 利明
裁判官	阿波野 右起	〃	植野 賢太郎
〃	(兼) 島田 美喜子		<u>(山口地裁萩支部から)</u>
〃	峯 健一郎	〃	若松 達郎
	<u>(那覇地裁平良支部へ)</u>	第21民事部 (知的財産権部) (火木)	武宮 英子
第22民事部 (普通部) (火水木金)	松本 展幸	裁判官	阿波野 右起
裁判官	直江 泰輝	〃	(兼) 島田 美喜子
〃	寺田 幸平	〃	西尾 太一
〃	加藤 雄大		<u>(名古屋地裁から)</u>
	<u>(1刑へ)</u>	第22民事部 (普通部) (火水木金)	松本 展幸
〃	清水 康平	裁判官	直江 泰輝
(中略)		〃	寺田 幸平
第24民事部 (普通部) (月火木金)	野村 武範	〃	清水 康平
裁判官	山口 敦士	(中略)	
〃	<u>(大阪高裁へ)</u>	第24民事部 (普通部) (月火木金)	野村 武範
		裁判官	

<p>” 山中 耕一</p> <p>” 田崎 里歩</p> <p>第25民事部（普通部）（火水木金）</p> <p>裁判官 小川 嘉基</p> <p>” 宮崎 純一郎</p> <p>” 岸田 二郎</p> <p><u>（広島高裁へ）</u></p> <p>” 北岡 佑太</p> <p>第26民事部（知的財産権部）（月木）</p> <p>裁判官 松阿彌 隆</p> <p>” 島田 美喜子</p> <p>” (兼) 阿波野 右起</p> <p>” (兼) 峯 健一郎</p> <p><u>（兼務解消）</u></p> <p>(中略)</p> <p>第3編 本庁 刑事部</p> <p>第2章 裁判事務の分配</p> <p>(訴訟事件の配付)</p> <p>第15条 訴訟事件は、特に定めるもののほか、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区別に従い、それぞれ次の各部にその記載の割合で順次配付する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 一人制事件</p> <table> <tr> <td>租税部</td> <td><u>12</u></td> </tr> <tr> <td><u>第15部</u></td> <td><u>11</u></td> </tr> <tr> <td>第5部</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>上記以外の普通部</td> <td>各6</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の事件の配付に当たっては、起訴状ごとに被告人の数に応じ1人をもって1件と算定し、租税事件の1件は、普通事件<u>4</u>件と計算する。</p>	租税部	<u>12</u>	<u>第15部</u>	<u>11</u>	第5部	10	上記以外の普通部	各6	<p>” 山中 耕一</p> <p>” 仲井 葉月</p> <p><u>（1民から）</u></p> <p>” 田崎 里歩</p> <p>第25民事部（普通部）（火水木金）</p> <p>裁判官 小川 嘉基</p> <p>” 宮崎 純一郎</p> <p>” 岡田 恵梨</p> <p><u>（名古屋地裁から）</u></p> <p>” 北岡 佑太</p> <p>第26民事部（知的財産権部）（月木）</p> <p>裁判官 松阿彌 隆</p> <p>” 島田 美喜子</p> <p>” (兼) 阿波野 右起</p> <p>” (兼) 西尾 太一</p> <p><u>（兼務発令）</u></p> <p>(中略)</p> <p>第3編 本庁 刑事部</p> <p>第2章 裁判事務の分配</p> <p>(訴訟事件の配付)</p> <p>第15条 訴訟事件は、特に定めるもののほか、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区別に従い、それぞれ次の各部にその記載の割合で順次配付する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 一人制事件</p> <table> <tr> <td>租税部、<u>第13部及び第15部</u></td> <td><u>各11</u></td> </tr> <tr> <td>第5部</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>上記以外の普通部</td> <td>各6</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の事件の配付に当たっては、起訴状ごとに被告人の数に応じ1人をもって1件と算定し、租税事件の1件は、普通事件<u>3</u>件と計算する。</p>	租税部、 <u>第13部及び第15部</u>	<u>各11</u>	第5部	10	上記以外の普通部	各6
租税部	<u>12</u>														
<u>第15部</u>	<u>11</u>														
第5部	10														
上記以外の普通部	各6														
租税部、 <u>第13部及び第15部</u>	<u>各11</u>														
第5部	10														
上記以外の普通部	各6														

<p>(中略)</p> <p>(その他の事件の配付)</p> <p>第19条 刑事補償請求事件、刑事訴訟法第188条の3、第362条、第500条、第501条及び第502条による申立事件並びに総合法律支援法第39条第3項による申立事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4部又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 刑事訴訟法第96条第3項の請求事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4部又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 組織的犯罪処罰法第62条第1項(麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第40条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。)の審査請求事件は、令状部を除く各部に順次配付し、同法第65条第1項(麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第40条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。)の取消請求事件は、当該決定をした部に配付する。ただし、当該決定をした部が第4部又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>(中略)</p> <p>(事件配付の停止等)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 第4部及び第11部には、当分の間、事件を配付しない。</p>	<p>(中略)</p> <p>(その他の事件の配付)</p> <p>第19条 刑事補償請求事件、刑事訴訟法第188条の3、第362条、第500条、第501条及び第502条による申立事件並びに総合法律支援法第39条第3項による申立事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4部、<u>第9部</u>又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 刑事訴訟法第96条第3項の請求事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4部、<u>第9部</u>又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 組織的犯罪処罰法第62条第1項(麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第40条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。)の審査請求事件は、令状部を除く各部に順次配付し、同法第65条第1項(麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第40条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。)の取消請求事件は、当該決定をした部に配付する。ただし、当該決定をした部が第4部、<u>第9部</u>又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>(中略)</p> <p>(事件配付の停止等)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 第4部、<u>第9部</u>及び第11部には、当分の間、事件を配付しない。</p>
--	--

<p>(中略)</p> <p>(第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項) 別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1刑事部(普通部)(毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">加藤 陽</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">大久保 優子</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><hr/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">土肥 大致</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(19民～)</td> </tr> </table> <p>第2刑事部(普通部)(毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">近道 暁郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">金友 宏平</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">長谷川 豪</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(依願退官)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">南 夢衣子</td> </tr> </table> <p>第3刑事部(普通部)(毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">御山 真理子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">辻井 由雅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">定松 祐太郎</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(宮崎家裁延岡支部～)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">近藤 友貴</td> </tr> </table> <p>第4刑事部(普通部)(毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">内藤 裕之</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">(兼)大久保 優子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">(兼)土肥 大致</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(兼務解消)</td> </tr> </table> <p>第5刑事部(普通部)(毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">中川 綾子</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(大阪高裁～)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">恒光 直樹</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(東京地裁～)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">小泉 健介</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">西村 拓己</td> </tr> </table>	裁判官	加藤 陽	"	大久保 優子	<hr/>		"	土肥 大致	(19民～)		裁判官	近道 暁郎	"	金友 宏平	"	長谷川 豪	<hr/>		(依願退官)		"	南 夢衣子	裁判官	御山 真理子	"	辻井 由雅	"	定松 祐太郎	<hr/>		(宮崎家裁延岡支部～)		"	近藤 友貴	裁判官	内藤 裕之	"	(兼)大久保 優子	"	(兼)土肥 大致	<hr/>		(兼務解消)		裁判官	中川 綾子	<hr/>		(大阪高裁～)		"	恒光 直樹	<hr/>		(東京地裁～)		"	小泉 健介	"	西村 拓己	<p>(中略)</p> <p>(第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項) 別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1刑事部(普通部)(毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">加藤 陽</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">大久保 優子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">加藤 雄大</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(22民から)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">(兼)土肥 大致</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(兼務発令)</td> </tr> </table> <p>第2刑事部(普通部)(毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">近道 暁郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">金友 宏平</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">南 夢衣子</td> </tr> </table> <p>第3刑事部(普通部)(毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">御山 真理子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">辻井 由雅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">近藤 友貴</td> </tr> </table> <p>第4刑事部(普通部)(毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">内藤 裕之</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">(兼)大久保 優子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">(兼)加藤 雄大</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(兼務発令)</td> </tr> </table> <p>第5刑事部(普通部)(毎日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">裁判官</td> <td style="text-align: center;">三輪 篤志</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(最高裁調査官から)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">小泉 健介</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">堀河 民与</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(京都地裁舞鶴支部から)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">武藤 遼</td> </tr> </table>	裁判官	加藤 陽	"	大久保 優子	"	加藤 雄大	<hr/>		(22民から)		"	(兼)土肥 大致	<hr/>		(兼務発令)		裁判官	近道 暁郎	"	金友 宏平	"	南 夢衣子	裁判官	御山 真理子	"	辻井 由雅	"	近藤 友貴	裁判官	内藤 裕之	"	(兼)大久保 優子	"	(兼)加藤 雄大	<hr/>		(兼務発令)		裁判官	三輪 篤志	<hr/>		(最高裁調査官から)		"	小泉 健介	"	堀河 民与	<hr/>		(京都地裁舞鶴支部から)		"	武藤 遼
裁判官	加藤 陽																																																																																																																		
"	大久保 優子																																																																																																																		
<hr/>																																																																																																																			
"	土肥 大致																																																																																																																		
(19民～)																																																																																																																			
裁判官	近道 暁郎																																																																																																																		
"	金友 宏平																																																																																																																		
"	長谷川 豪																																																																																																																		
<hr/>																																																																																																																			
(依願退官)																																																																																																																			
"	南 夢衣子																																																																																																																		
裁判官	御山 真理子																																																																																																																		
"	辻井 由雅																																																																																																																		
"	定松 祐太郎																																																																																																																		
<hr/>																																																																																																																			
(宮崎家裁延岡支部～)																																																																																																																			
"	近藤 友貴																																																																																																																		
裁判官	内藤 裕之																																																																																																																		
"	(兼)大久保 優子																																																																																																																		
"	(兼)土肥 大致																																																																																																																		
<hr/>																																																																																																																			
(兼務解消)																																																																																																																			
裁判官	中川 綾子																																																																																																																		
<hr/>																																																																																																																			
(大阪高裁～)																																																																																																																			
"	恒光 直樹																																																																																																																		
<hr/>																																																																																																																			
(東京地裁～)																																																																																																																			
"	小泉 健介																																																																																																																		
"	西村 拓己																																																																																																																		
裁判官	加藤 陽																																																																																																																		
"	大久保 優子																																																																																																																		
"	加藤 雄大																																																																																																																		
<hr/>																																																																																																																			
(22民から)																																																																																																																			
"	(兼)土肥 大致																																																																																																																		
<hr/>																																																																																																																			
(兼務発令)																																																																																																																			
裁判官	近道 暁郎																																																																																																																		
"	金友 宏平																																																																																																																		
"	南 夢衣子																																																																																																																		
裁判官	御山 真理子																																																																																																																		
"	辻井 由雅																																																																																																																		
"	近藤 友貴																																																																																																																		
裁判官	内藤 裕之																																																																																																																		
"	(兼)大久保 優子																																																																																																																		
"	(兼)加藤 雄大																																																																																																																		
<hr/>																																																																																																																			
(兼務発令)																																																																																																																			
裁判官	三輪 篤志																																																																																																																		
<hr/>																																																																																																																			
(最高裁調査官から)																																																																																																																			
"	小泉 健介																																																																																																																		
"	堀河 民与																																																																																																																		
<hr/>																																																																																																																			
(京都地裁舞鶴支部から)																																																																																																																			
"	武藤 遼																																																																																																																		

<u>(岡山地裁倉敷支部へ)</u>	<u>(16民から)</u>
第6刑事部(普通部) (毎日)	第6刑事部(普通部) (毎日)
裁判官 山田裕文	裁判官 山田裕文
〃 安福幸江	〃 藤永祐介
<u>(京都地裁へ)</u>	<u>(千葉家裁から)</u>
〃 敏野拓輝	
<u>(10刑へ)</u>	
〃 奥田紗永	〃 奥田紗永
第7刑事部(普通部) (毎日)	第7刑事部(普通部) (毎日)
裁判官 三村三緒	裁判官 三村三緒
〃 松本英男	〃 増尾崇
<u>(広島地裁福山支部へ)</u>	<u>(10刑から)</u>
〃 吉田開	
<u>(10刑へ)</u>	
〃 村田幸生	〃 村田幸生
第8刑事部(普通部) (毎日)	第8刑事部(普通部) (毎日)
裁判官 田中伸一	裁判官 田中伸一
〃 角田康洋	〃 角田康洋
〃 安曇大智	
<u>(釧路家裁北見支部へ)</u>	
〃 田島花菜	〃 田島花菜
第9刑事部(普通部) (毎日)	第9刑事部(普通部) (毎日)
裁判官 矢野直邦	裁判官 (兼)内藤裕之
<u>(東京高裁へ)</u>	<u>(兼務発令)</u>
〃 行方美和	〃 (兼)大久保優子
<u>(横浜地裁川崎支部へ)</u>	<u>(兼務発令)</u>
〃 林村優雅	〃 (兼)加藤雄大
<u>(15刑へ)</u>	<u>(兼務発令)</u>
第10刑事部(令状部) (毎日)	第10刑事部(令状部) (毎日)
裁判官 長瀬敬昭	裁判官 長瀬敬昭
〃 増尾崇	〃 水落桃子
<u>(7刑へ)</u>	<u>(神戸地裁姫路支部から)</u>
〃 湯川亮	〃 奥野育美
<u>(津地裁へ)</u>	
〃 中井太朗	〃 敏野拓輝
<u>(12刑へ)</u>	<u>(6刑から)</u>
〃 青木勇人	〃 上田郁也
<u>(12刑へ)</u>	<u>(13刑から)</u>
〃 丸谷昂資	〃 吉田開
<u>(15民へ)</u>	<u>(7刑から)</u>

<p>〃 伊藤 佑貴 (鳥取地裁米子支部へ)</p> <p>〃 岡野 哲郎</p> <p>〃 山田 明日香</p> <p>〃 奥野 育美</p> <p>第11刑事部(普通部)(毎日)</p> <p>裁判官 (兼)内藤 裕之 〃 (兼)大久保 優子 〃 (兼)土肥 大致 (兼務解消)</p> <p>第12刑事部(租税部)(毎日)</p> <p>裁判官 渡部 市郎 〃 梶川 匡志 (札幌家裁へ)</p> <p>〃 岩崎 貴彦</p> <p>〃 今泉 颯太 (証券取引等監視委員会へ)</p> <p>第13刑事部(普通部)(毎日)</p> <p>裁判官 岩崎 邦生 〃 設楽 大輔 〃 上田 郁也 (10刑へ)</p> <p>〃 後藤 麻里</p> <p>第14刑事部(普通部)(毎日)</p> <p>裁判官 坂口 裕俊 (大阪高裁へ)</p> <p>〃 倉成 章</p> <p>〃 上寺 紗也佳 (17民へ)</p> <p>〃 尾藤 淳哉</p> <p>第15刑事部(普通部)(毎日)</p> <p>裁判官 末弘 陽一 〃 三澤 節史 〃 高橋 里奈</p> <p>〃 高矢 輝乃 (11民へ)</p>	<p>〃 山田 明日香</p> <p>〃 岡野 哲郎</p> <p>第11刑事部(普通部)(毎日)</p> <p>裁判官 (兼)内藤 裕之 〃 (兼)大久保 優子 〃 (兼)加藤 雄大 (兼務発令)</p> <p>第12刑事部(租税部)(毎日)</p> <p>裁判官 渡部 市郎</p> <p>〃 岩崎 貴彦</p> <p>〃 中井 太朗 (10刑から)</p> <p>〃 青木 勇人 (10刑から)</p> <p>第13刑事部(普通部)(毎日)</p> <p>裁判官 岩崎 邦生 〃 設楽 大輔 〃 佐々木 淑江 (最高裁刑事局付から)</p> <p>〃 後藤 麻里</p> <p>第14刑事部(普通部)(毎日)</p> <p>裁判官 大森 直子 (大阪高裁から)</p> <p>〃 倉成 章</p> <p>〃 (兼)上寺 紗也佳 (兼務発令)</p> <p>〃 尾藤 淳哉</p> <p>第15刑事部(普通部)(毎日)</p> <p>裁判官 末弘 陽一 〃 三澤 節史 〃 高橋 里奈 〃 林村 優雅 (9刑から)</p> <p>〃 (兼)高矢 輝乃 (兼務発令)</p>
---	--

(中略)

(第3編 (本庁刑事部) 第3章第23条第1号)
別表4
刑事各部の代理関係

代理部各部	第1順位	第2順位	第3順位
第1部	第2部	第3部	第9部
第2部	第3部	第1部	第8部
第3部	第1部	第2部	第7部
第5部	第15部	第14部	第12部
第6部	第9部	第7部	第8部
第7部	第8部	第6部	第9部
第8部	第7部	第9部	第6部
第9部	第6部	第8部	第7部
第12部	第13部	第15部	第14部
第13部	第12部	第15部	第5部
第14部	第15部	第5部	第13部
第15部	第5部	第14部	第12部

(中略)

(第3編 (本庁刑事部) 第3章第23条第1号)
別表4
刑事各部の代理関係

代理部各部	第1順位	第2順位	第3順位
第1部	第6部	第3部	第8部
第2部	第3部	第8部	第6部
第3部	第2部	第7部	第1部
第5部	第15部	第14部	第12部
第6部	第1部	第2部	第7部
第7部	第8部	第6部	第3部
第8部	第7部	第1部	第2部
第12部	第13部	第15部	第14部
第13部	第12部	第15部	第5部
第14部	第15部	第5部	第13部
第15部	第5部	第14部	第12部

(中略)

第4編 支部

第1章 堺支部

(裁判官の配置)

第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。

第1民事部A

裁判官	西村欣也
"	藤野美子
"	真田尚美
"	(兼) 國分綾
	<u>(兼務解消)</u>
"	(兼) 湯浅徳恵
	<u>(兼務解消)</u>
"	嶋本有里子

第1民事部B

裁判官	(兼) 木太伸広
-----	----------

(中略)

第4編 支部

第1章 堺支部

(裁判官の配置)

第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。

第1民事部A

裁判官	西村欣也
"	藤野美子
"	真田尚美
"	(兼) 大寄悦加
	<u>(兼務発令)</u>
"	(兼) 山田裕章
	<u>(兼務発令)</u>
"	嶋本有里子

第1民事部B

裁判官	(兼) 桑原直子
-----	----------

	<u>(兼務解消)</u>		<u>(兼務発令)</u>
	〃 (兼) 藤野美子		〃 (兼) 藤野美子
	〃 (兼) 真田尚美		〃 (兼) 真田尚美
	〃 國分綾		〃 國分綾
	〃 湯浅徳恵		〃 大寄悦加
	<u>(岡山家裁へ)</u>		<u>(神戸地裁明石支部から)</u>
	〃 (兼) 琴岡佳美		〃 山田裕章
	〃 (兼) 丸谷昂資		<u>(堺2刑から)</u>
	<u>(兼務解消)</u>		〃 (兼) 吉本奈々絵
	〃 (兼) 本田真理子		<u>(兼務発令)</u>
	<u>(兼務解消)</u>		〃 (兼) 琴岡佳美
	〃 (兼) 嶋本有里子		〃 (兼) 山根直輝
	〃 (兼) 山根直輝		〃 (兼) 嶋本有里子
	〃 (兼) 奥野佑麻		〃 (兼) 嶋村弥寿
	<u>(兼務解消)</u>		<u>(兼務発令)</u>
	〃 (兼) 竹内大明		〃 (兼) 嶋村弥寿
	<u>(兼務解消)</u>		<u>(兼務発令)</u>
	〃 (兼) 西谷大吾		
	<u>(兼務解消)</u>		
	〃 (兼) 山田裕章		
	<u>(兼務解消)</u>		
第2民事部	裁判官 木太伸広	第2民事部	裁判官 桑原直子
	<u>(大阪高裁へ)</u>		<u>(大阪高裁から)</u>
	〃 琴岡佳美		〃 吉本奈々絵
	〃 (兼) 丸谷昂資		〃 嶋村弥寿
	<u>(兼務解消)</u>		<u>(甲府地裁から)</u>
	〃 吉本奈々絵		〃 琴岡佳美
	〃 山根直輝		〃 山根直輝
第1刑事部	裁判官 藤原美弥子	第1刑事部	裁判官 藤原美弥子
	〃 竹内大明		
	<u>(広島高裁へ)</u>		
	〃 河本薫		〃 河本薫
	〃 本田真理子		〃 清水瑛夫
	<u>(東京家裁へ)</u>		<u>(前橋地裁から)</u>
	〃 吉田怜未		
	<u>(依願退官)</u>		
第2刑事部	裁判官 荒木未佳	第2刑事部	裁判官 武田正

	<u>(大阪高裁へ)</u>		<u>(大阪高裁から)</u>
"	西谷大吾	"	西谷大吾
"	山田裕章		
	<u>(堺1民Bへ)</u>		
"	奥野佑麻	"	奥野佑麻
部に属しない裁判官		部に属しない裁判官	
裁判官	惣脇美奈子	裁判官	惣脇美奈子
"	安部朋美	"	安部朋美
"	吉澤暁子	"	吉澤暁子
"	塚上公裕		
	<u>(大阪法務局訟務部へ)</u>		
"	平井美衣瑠	"	平井美衣瑠
		"	中村公大
			<u>(総務省課長補佐から)</u>
(裁判事務の分配)		(裁判事務の分配)	
第25条 堺支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。		第25条 堺支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 民事訴訟事件は、第1民事部Aに5分の3、第2民事部に5分の2の割合で、順次配付する。		(2) <u>民事訴訟事件及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関係事件</u> は、第1民事部Aに5分の3、第2民事部に5分の2の割合で、順次配付する。	
(3) 民事執行事件、民事保全事件(異議及び取消事件を含む。)、破産、再生、会社更生及び特別清算事件、民事調停事件(他の部が当該部の裁判官による調停に付した事件を除く。)、商事非訟、民事非訟、借地非訟事件(過料事件を含む。)及び公示催告事件、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件並びに証拠保全事件(民事訴訟法第235条第1項ただし書により受訴裁判所に申し立てなければならないものを除く。)及び訴え提起前における証拠収集の処分 ^の 申立事件は、第1民事部Bに配付する。		(3) 民事執行事件、民事保全事件(異議及び取消事件を含む。)、破産、再生、会社更生及び特別清算事件、民事調停事件(他の部が当該部の裁判官による調停に付した事件を除く。)、 <u>仲裁法に規定する事件、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律第5条に基づく国際和解合意の執行決定申立事件</u> 、商事非訟、民事非訟、借地非訟事件(過料事件を含む。)及び公示催告事件、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件並びに証拠保全事件(民事訴訟法第235条第1項ただし書により受訴裁判所に申し立てなければならないものを除く。)及び訴え提起前における証拠収集の処分 ^の 申立事件は、第1民事部Bに配付する。	

<p>(中略)</p> <p>第2章 岸和田支部</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 井上一成 他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件及び非訟事件</p> <p>裁判官 寺田悠亮 公判事件(再審請求事件を含む。)の2分の1</p> <p>第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1</p> <p>医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1</p> <p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1</p> <p>前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件</p> <p>破産事件のうちの同時廃止事件の全部</p> <p>債権執行事件のうちの配当事件の全部</p> <p>財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の1</p> <p>起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1</p> <p>民事非訟事件の3分の1</p> <p>裁判官 佐藤克則 民事訴訟事件(再審請求事件を含む。)の31分の9</p> <p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1</p> <p>民事保全事件(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)</p>	<p>(中略)</p> <p>第2章 岸和田支部</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 井上一成 他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件</p> <p>裁判官 寺田悠亮 公判事件(再審請求事件を含む。)の2分の1</p> <p>第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1</p> <p>医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1</p> <p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1</p> <p>前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件</p> <p>破産事件のうちの同時廃止事件の全部</p> <p>債権執行事件のうちの配当事件の全部</p> <p>財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の1</p> <p>起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1</p> <p>民事非訟事件(本条において別に定める場合を除く。)の3分の1</p> <p>裁判官 佐藤克則 民事訴訟事件(再審請求事件を含む。)の31分の9</p> <p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1</p> <p>民事保全事件(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)</p>
--	---

<p>第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。)の2分の1 保全異議及び保全取消事件の2分の1 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の2 過料事件</p> <p style="text-align: center;"><u>裁判官 織田佳代</u> (神戸地裁尼崎支部へ)</p> <p>民事訴訟事件(再審請求事件を含む。)の3 1分の4 民事保全事件(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。)の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の2</p> <p style="text-align: center;"><u>裁判官 千葉沙織</u></p> <p>刑事公判事件(再審請求事件を含む。)の2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1</p>	<p>第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。)の2分の1 保全異議及び保全取消事件の2分の1 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の2 過料事件</p> <p style="text-align: center;"><u>裁判官 梅本聡子</u> (高知地裁から)</p> <p>民事訴訟事件(再審請求事件を含む。)の3 1分の4 民事保全事件(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。)の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の2</p> <p style="text-align: center;"><u>裁判官 千葉沙織</u></p> <p>刑事公判事件(再審請求事件を含む。)の2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1</p>
--	---

<p>同時廃止事件を除く破産事件の全部 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く再生事件の全部 会社更生事件、会社整理事件及び特別清算事件の全部 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1 商事非訟事件（過料事件を除く。） 裁判官 佐藤志保 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の1 令状事件の8分の2 裁判官 水口美弥 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の4分の1</p>	<p>同時廃止事件を除く破産事件の全部 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く再生事件の全部 会社更生事件、会社整理事件及び特別清算事件の全部 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1 商事非訟事件（過料事件を除く。） 裁判官 佐藤志保 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の1 令状事件の8分の2 裁判官 水口美弥 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の4分の1</p>
--	--

<p>保全異議及び保全取消事件の4分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の1 ([REDACTED]) 民事非訟事件の3分の2</p> <p>裁判官 栩木純一 令状事件の8分の1 ([REDACTED])</p> <p>(中略)</p> <p>第5編 管内簡易裁判所</p> <p>第1章 大阪簡易裁判所</p> <p>(中略)</p> <p>(民事公判係の事務の分配)</p> <p>第33条 民事公判係には、民事訴訟事件、民事少額訴訟事件、起訴前の証拠保全事件、民事共助事件（調停に関する共助事件を除く。）<u>当事者の合意による借地借家法第41条に定める事件及び意思表示の公示送達事件を配付する。</u></p> <p>2 前項に規定する事件のうち、民事訴訟事件は、<u>第1から第16まで、第21及び第22の各係に、民事少額訴訟事件は、第17及び第18の各係に順次配付する。</u></p> <p>3 第1項に規定する事件のうち、民事訴訟事件及び民事少額訴訟事件を除くその他の事件は、各係に順次配付する。</p> <p><u>なお、民事訴訟事件の配付の割合等は、民事公判係裁判官全員の協議により変更することができる。</u></p> <p><u>4</u> 関連する事件は、同一の係に配付する。</p> <p><u>5</u> 関連する事件が数個の係に係属していることが判明したときは、関係各係が協議の上、これを一つの係に集めることができる。</p>	<p>保全異議及び保全取消事件の4分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の1 ([REDACTED]) 民事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）の3分の2</p> <p>裁判官 栩木純一 令状事件の8分の1 ([REDACTED])</p> <p>(中略)</p> <p>第5編 管内簡易裁判所</p> <p>第1章 大阪簡易裁判所</p> <p>(中略)</p> <p>(民事公判係の事務の分配)</p> <p>第33条 民事公判係には、民事訴訟事件、民事少額訴訟事件、起訴前の証拠保全事件、民事共助事件（調停に関する共助事件を除く。）<u>及び当事者の合意による借地借家法第41条に定める事件を配付する。</u></p> <p>2 前項に規定する事件のうち、民事訴訟事件は、各係に、民事少額訴訟事件は、第17及び第18の各係に順次配付する。<u>ただし、第17及び第18の各係には、民事訴訟事件のうち、手形訴訟事件は配付しない。</u></p> <p>3 第1項に規定する事件のうち、民事訴訟事件及び民事少額訴訟事件を除くその他の事件は、各係に順次配付する。</p> <p><u>4</u> 民事訴訟事件の配付の割合等は、民事公判係裁判官全員の協議により<u>定める。</u></p> <p><u>5</u> 関連する事件は、同一の係に配付する。</p> <p><u>6</u> 関連する事件が数個の係に係属していることが判明したときは、関係各係が協議の上、これを一つの係に集めることができる。</p>
--	---

<p>6 前2項の規定により関連事件を配付し、又は他に移した場合には、直後に受け付けた新件で調整する。</p> <p>7 本案事件に関する各種申立事件は、本案事件の終結の前後を問わず、本案事件を担当する係に配付する。その係が現に存しないときは、第2項及び第3項の規定に準じて配付する。</p> <p>8 手形訴訟異議事件は、原判決をした係に配付する。</p> <p>9 民事少額訴訟異議事件は、原判決をした係に配付する。</p> <p>10 再審事件は、原判決をした係に配付する。その係が現に存しないときは、第2項及び第3項の規定に準じて配付する。</p> <p>11 差戻事件は、原裁判をした裁判官の所属する係を除く係に順次配付する。 (民事特殊事件係の裁判官の配置、開廷日割及び事務の分配)</p> <p>第34条 民事特殊事件係の裁判官の配置及び開廷日割は、別表5の第2のとおりとし、同係に即決和解事件、公示催告事件、民事保全事件(本庁民事部に関する第5条第1項第12号アからウまでに定める一般民事保全事件をいう。)、非訟事件(他の係の取扱中に生じ、その係が処理すべき過料事件を除く。)、民事訴訟法第385条第3項に定める支払督促申立却下処分に対する異議事件、同法第391条第3項に定める仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件、同法第394条第1項に定める不適法督促異議事件並びに民事執行法に定める少額訴訟債権執行事件に関し、執行裁判所としてすることができる裁判(以下「少額訴訟債権執行に関する事件」という。)を配付する。</p> <p>(中略)</p> <p>(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)</p> <p>別表5</p>	<p>7 前2項の規定により関連事件を配付し、又は他に移した場合には、直後に受け付けた新件で調整する。</p> <p>8 本案事件に関する各種申立事件は、本案事件の終結の前後を問わず、本案事件を担当する係に配付する。その係が現に存しないときは、第2項及び第3項の規定に準じて配付する。</p> <p>9 手形訴訟異議事件は、原判決をした係に配付する。</p> <p>10 民事少額訴訟異議事件は、原判決をした係に配付する。</p> <p>11 再審事件は、原判決をした係に配付する。その係が現に存しないときは、第2項及び第3項の規定に準じて配付する。</p> <p>12 差戻事件は、原裁判をした裁判官の所属する係を除く係に順次配付する。 (民事特殊事件係の裁判官の配置、開廷日割及び事務の分配)</p> <p>第34条 民事特殊事件係の裁判官の配置及び開廷日割は、別表5の第2のとおりとし、同係に即決和解事件、公示催告事件、民事保全事件(本庁民事部に関する第5条第1項第12号アからウまでに定める一般民事保全事件をいう。)、<u>意思表示の公示送達事件</u>、非訟事件(他の係の取扱中に生じ、その係が処理すべき過料事件を除く。)、民事訴訟法第385条第3項に定める支払督促申立却下処分に対する異議事件、同法第391条第3項に定める仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件、同法第394条第1項に定める不適法督促異議事件並びに民事執行法に定める少額訴訟債権執行事件に関し、執行裁判所としてすることができる裁判(以下「少額訴訟債権執行に関する事件」という。)を配付する。</p> <p>(中略)</p> <p>(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)</p> <p>別表5</p>
---	---

<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第6 令状係 (毎日)</p> <p style="padding-left: 40px;">裁判官(兼)長瀬敬昭 <u>〃 (兼)増尾崇</u> (兼務解消) <u>〃 (兼)湯川亮</u> (兼務解消) <u>〃 (兼)中井太朗</u> (兼務解消) <u>〃 (兼)青木勇人</u> (兼務解消) <u>〃 (兼)丸谷昂資</u> (兼務解消) <u>〃 (兼)伊藤佑貴</u> (兼務解消) 〃 (兼)岡野哲郎 〃 (兼)山田明日香 〃 (兼)奥野育美</p> <p>(中略)</p> <p>第6編 司法行政事務の代理順序</p> <p>(司法行政事務の代理)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 堺支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第1順位 裁判官 木太伸広</u> <u>第2順位 裁判官 藤原美弥子</u> <u>第3順位 裁判官 荒木未佳</u></p> <p>(中略)</p>	<p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第6 令状係 (毎日)</p> <p style="padding-left: 40px;">裁判官(兼)長瀬敬昭 <u>〃 (兼)水落桃子</u> (兼務発令) 〃 (兼)奥野育美 <u>〃 (兼)簀野拓輝</u> (兼務発令) <u>〃 (兼)上田郁也</u> (兼務発令) <u>〃 (兼)吉田開</u> (兼務発令) 〃 (兼)山田明日香 〃 (兼)岡野哲郎</p> <p>(中略)</p> <p>第6編 司法行政事務の代理順序</p> <p>(司法行政事務の代理)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 堺支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第1順位 裁判官 桑原直子</u> <u>第2順位 裁判官 藤原美弥子</u> <u>第3順位 裁判官 武田正</u></p> <p>(中略)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;">この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>
--	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和6年3月15日諮問)

(令和6年4月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1	(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第8民事部(普通部)(月水木金)	第8民事部(普通部)(月水木金)
裁 判 官 三 村 憲 吾	裁 判 官 三 村 憲 吾
" (兼) 中 尾 彰	" (兼) 中 尾 彰
" 上 田 瞳	" 上 田 瞳
" 神 永 暁	" 神 永 暁
" 枚 田 雅 樹	" 枚 田 雅 樹
(中略)	(中略)
第16民事部(普通部)(月水木金)	第16民事部(普通部)(月水木金)
裁 判 官 山 本 拓	裁 判 官 山 本 拓
" 鈴 木 千 恵 子	" 鈴 木 千 恵 子
" 村 上 貴 昭	" 村 上 貴 昭
" (兼) 武 藤 遼	" (兼) 武 藤 遼
" 山 下 栞 菜	" 山 下 栞 菜
(中略)	(中略)
第20民事部(医事部)(月火水金)	第20民事部(医事部)(月火水金)
裁 判 官 林 潤	裁 判 官 林 潤
" 長 谷 川 利 明	" 長 谷 川 利 明
" 植 野 賢 太 郎	" 植 野 賢 太 郎

"	若松達郎	"	若松達郎
(中略)		(中略)	
(第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項) 別表3		(第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項) 別表3	
裁判官の配置及び開廷日割		裁判官の配置及び開廷日割	
(中略)		(中略)	
第10刑事部(令状部)(毎日)		第10刑事部(令状部)(毎日)	
裁判官	長瀬敬昭	裁判官	長瀬敬昭
"	水落桃子	"	水落桃子
"	奥野育美	"	奥野育美
"	簸野拓輝	"	簸野拓輝
"	上田郁也	"	上田郁也
"	吉田開	"	吉田開
		"	<u>(代行)竹内壮太郎</u>
			<u>(神戸地裁から)(職務代行発令)</u>
"	山田明日香	"	山田明日香
"	岡野哲郎	"	岡野哲郎
(中略)		(中略)	
第14刑事部(普通部)(毎日)		第14刑事部(普通部)(毎日)	
裁判官	大森直子	裁判官	大森直子
		"	<u>(代行)坂口裕俊</u>
			<u>(職務代行発令)</u>
"	倉成章	"	倉成章
"	(兼)上寺紗也佳	"	(兼)上寺紗也佳
"	尾藤淳哉	"	尾藤淳哉
(中略)		(中略)	
(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5		(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5	

大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第6 令状係 (毎日)	第6 令状係 (毎日)
裁判官 (兼) 長 瀬 敬 昭	裁判官 (兼) 長 瀬 敬 昭
〃 (兼) 水 落 桃 子	〃 (兼) 水 落 桃 子
〃 (兼) 奥 野 育 美	〃 (兼) 奥 野 育 美
〃 (兼) 簀 野 拓 輝	〃 (兼) 簀 野 拓 輝
〃 (兼) 上 田 郁 也	〃 (兼) 上 田 郁 也
〃 (兼) 吉 田 開	〃 (兼) 吉 田 開
	<u>(兼務発令)</u>
〃 (兼) 山 田 明日香	〃 (兼) 山 田 明日香
〃 (兼) 岡 野 哲 郎	〃 (兼) 岡 野 哲 郎
〃 畑 村 章 夫	〃 畑 村 章 夫
〃 岩 本 直 樹	〃 岩 本 直 樹
〃 木 花 弘	〃 木 花 弘
〃 小 川 親 治	〃 小 川 親 治
〃 足 立 和 城	〃 足 立 和 城
〃 (兼) 仙 波 陽 子	〃 (兼) 仙 波 陽 子
〃 (兼) 立 川 唱 寛	〃 (兼) 立 川 唱 寛
(中略)	(中略)
	<u>附 則</u>
	<u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更(案)

(令和6年3月15日諮問)

(令和6年4月3日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1	(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部(保全部)(毎日)	第1民事部(保全部)(毎日)
裁判官 井上直哉 (第4刑事部へ)	裁判官 松永栄治 (大阪高裁局長から)
"	" (兼)井上直哉 (兼務発令)
" 斗谷匡志	" 斗谷匡志
" 太田多恵	" 太田多恵
" (兼)仲井葉月	" (兼)仲井葉月
" 岩佐圭祐	" 岩佐圭祐
" 島崎乃奈	" 島崎乃奈
" 秦卓義	" 秦卓義
" 亀井奨之	" 亀井奨之
" 比舍昌志	" 比舍昌志
" 小西池将	" 小西池将
" 大和隆之	" 大和隆之
" 松本幸奈	" 松本幸奈
" 立仙早矢	" 立仙早矢
" 中川和俊	" 中川和俊
" 関堯熙	" 関堯熙
" (代行)山田裕貴	" (代行)山田裕貴
" 手嶋悠生	" 手嶋悠生
(中略)	(中略)
(第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項) 別表3	(第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)

<p>第4刑事部（普通部）（毎日）</p> <p><u>裁判官</u> <u>内藤裕之</u></p> <p>(<u>広島地裁へ</u>)</p> <p>” (兼) 大久保 優子</p> <p>” (兼) 加藤 雄大</p> <p>(中略)</p> <p>第9刑事部（普通部）（毎日）</p> <p><u>裁判官</u> (兼) <u>内藤裕之</u></p> <p>(<u>兼務解消</u>)</p> <p>” (兼) 大久保 優子</p> <p>” (兼) 加藤 雄大</p> <p>(中略)</p> <p>第11刑事部（普通部）（毎日）</p> <p><u>裁判官</u> (兼) <u>内藤裕之</u></p> <p>(<u>兼務解消</u>)</p> <p>” (兼) 大久保 優子</p> <p>” (兼) 加藤 雄大</p> <p>(中略)</p> <p>(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)</p> <p>別表5</p> <p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日）</p> <p><u>裁判官(兼)</u> <u>井上直哉</u></p> <p>(<u>兼務解消</u>)</p> <p>” 田中 俊次</p> <p>” 森本 幸治</p> <p>” 池尻 修三</p>	<p>第4刑事部（普通部）（毎日）</p> <p><u>裁判官</u> <u>井上直哉</u></p> <p>(<u>第1民事部から</u>)</p> <p>” (兼) 大久保 優子</p> <p>” (兼) 加藤 雄大</p> <p>(中略)</p> <p>第9刑事部（普通部）（毎日）</p> <p><u>裁判官</u> (兼) <u>井上直哉</u></p> <p>(<u>兼務発令</u>)</p> <p>” (兼) 大久保 優子</p> <p>” (兼) 加藤 雄大</p> <p>(中略)</p> <p>第11刑事部（普通部）（毎日）</p> <p><u>裁判官</u> (兼) <u>井上直哉</u></p> <p>(<u>兼務発令</u>)</p> <p>” (兼) 大久保 優子</p> <p>” (兼) 加藤 雄大</p> <p>(中略)</p> <p>(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)</p> <p>別表5</p> <p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日）</p> <p><u>裁判官(兼)</u> <u>松永栄治</u></p> <p>(<u>兼務発令</u>)</p> <p>” 田中 俊次</p> <p>” 森本 幸治</p> <p>” 池尻 修三</p>
---	---

<p> " 武田 雄二郎 " 菅 浩次 " 西村 実信 " (兼)川 副勝巳 " (兼)中 村浩之 (中略) 第 6 編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理) 第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 <u>第1順位 裁判官 内藤 裕之</u> <u>第2順位 裁判官 井上 直哉</u> 第3順位 裁判官 長瀬 敬昭 (中略) </p>	<p> " 武田 雄二郎 " 菅 浩次 " 西村 実信 " (兼)川 副勝巳 " (兼)中 村浩之 (中略) 第 6 編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理) 第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 <u>第1順位 裁判官 井上 直哉</u> <u>第2順位 裁判官 松永 栄治</u> 第3順位 裁判官 長瀬 敬昭 (中略) <u>附 則</u> この規程は、令和6年4月3日から施行する。 </p>
--	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和6年3月26日諮問)

(令和6年4月12日実施)

現 行	変 更 後
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)
別表5	別表5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第3 調停係（毎日）	第3 調停係（毎日）
第1係	第1係
裁判官 諫 武 高 行 (定年退官)	裁判官 小 西 義 博
" 小 西 義 博	" 加 藤 優
" 加 藤 優	第2係 " 山 下 雅 資
第2係 " 山 下 雅 資	第3係 " 水 野 和 雄
第3係 " 水 野 和 雄	第4係 " 伊 葉 匡 功
第4係 " 伊 葉 匡 功	第5係 " 今 田 勝 己
第5係 " 今 田 勝 己	(中略)
(中略)	(中略)
第 6 編 司法行政事務の代理順序	第 6 編 司法行政事務の代理順序
(司法行政事務の代理)	(司法行政事務の代理)
第54条（略）	第54条（略）
2～4（略）	2～4（略）
5 大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。	5 大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。
第1順位 裁判官 新屋 眞 宏	第1順位 裁判官 新屋 眞 宏
第2順位 裁判官 諫 武 高 行	第2順位 裁判官 小 西 義 博
(中略)	(中略)
	附 則

	この規程は、令和6年4月12日から施行する。
--	------------------------

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和6年4月18日諮問）

（令和6年4月30日実施）

現 行	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 4 編 支 部</p> <p style="text-align: center;">第2章 岸 和 田 支 部</p> <p>（裁判事務の分配）</p> <p>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">裁 判 官 <u>井 上 一 成</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>（広島高裁岡山支部へ）</u></p> <p>他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件</p> <p>（中略）</p>	<p style="text-align: center;">第 4 編 支 部</p> <p style="text-align: center;">第2章 岸 和 田 支 部</p> <p>（裁判事務の分配）</p> <p>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">裁 判 官 <u>和久田 斉</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>（大阪高裁から）</u></p> <p>他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件</p> <p>（中略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>この規程は、令和6年4月30日から施行する。</u></p>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和6年4月24日諮問）

（令和6年5月1日実施）

現 行	変 更 後																				
<p>（第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第14刑事部（普通部）（毎日）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">裁 判 官</td> <td>大 森 直 子</td> </tr> <tr> <td>”</td> <td>（代行）坂 口 裕 俊</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（職務代行解消）</u></td> </tr> <tr> <td>”</td> <td>倉 成 章</td> </tr> <tr> <td>”</td> <td>（兼）上 寺 紗也佳</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>（兼務解消）</u></td> </tr> <tr> <td>”</td> <td>尾 藤 淳 哉</td> </tr> </table> <p>（中略）</p>	裁 判 官	大 森 直 子	”	（代行）坂 口 裕 俊		<u>（職務代行解消）</u>	”	倉 成 章	”	（兼）上 寺 紗也佳		<u>（兼務解消）</u>	”	尾 藤 淳 哉	<p>（第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第14刑事部（普通部）（毎日）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">裁 判 官</td> <td>大 森 直 子</td> </tr> <tr> <td>”</td> <td>倉 成 章</td> </tr> <tr> <td>”</td> <td>尾 藤 淳 哉</td> </tr> </table> <p>（中略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年5月1日から施行する。</u></p>	裁 判 官	大 森 直 子	”	倉 成 章	”	尾 藤 淳 哉
裁 判 官	大 森 直 子																				
”	（代行）坂 口 裕 俊																				
	<u>（職務代行解消）</u>																				
”	倉 成 章																				
”	（兼）上 寺 紗也佳																				
	<u>（兼務解消）</u>																				
”	尾 藤 淳 哉																				
裁 判 官	大 森 直 子																				
”	倉 成 章																				
”	尾 藤 淳 哉																				

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和6年5月16日諮問)

(令和6年5月30日実施)

現 行	変 更 後
<p>(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)</p> <p>別表5</p> <p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1 民事公判係</p> <p>(中略)</p> <p>第14係(月火木) 裁判官 <u>山本泰博</u> (豊中簡裁へ)</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 その他の簡易裁判所</p> <p>(裁判官の配置及び事務の分配)</p> <p>第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 豊中簡易裁判所 裁 判 官 <u>山本 猛</u> (定年退官)</p> <p>民事事件 刑事正式裁判事件(当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p>	<p>(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)</p> <p>別表5</p> <p>大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1 民事公判係</p> <p>(中略)</p> <p>第14係(月火木) 裁判官 <u>神谷義彦</u> (枚方簡裁から)</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 その他の簡易裁判所</p> <p>(裁判官の配置及び事務の分配)</p> <p>第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 豊中簡易裁判所 裁 判 官 <u>山本泰博</u> (大阪簡裁から)</p> <p>民事事件 刑事正式裁判事件(当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p>

<p>(中略)</p> <p>(6) 枚方簡易裁判所 裁判官 <u>神谷義彦</u> (大阪簡裁へ)</p> <p>民事訴訟事件の3分の1 民事少額訴訟事件の2分の1 民事調停事件の2分の1 民事過料事件の2分の1 民事保全事件の2分の1 令状事件の5分の2 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(6) 枚方簡易裁判所 裁判官 <u>齋藤正人</u> (任簡判) " (代行) <u>神谷義彦</u> (職務代行発令)</p> <p>民事訴訟事件の3分の1 民事少額訴訟事件の2分の1 民事調停事件の2分の1 民事過料事件の2分の1 民事保全事件の2分の1 令状事件の5分の2 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和6年5月30日から施行す る。</p>
---	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和6年5月28日諮問)

(令和6年6月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1	第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部(保全部)(毎日)	第1民事部(保全部)(毎日)
裁判官 松永栄治	裁判官 松永栄治
〃 (兼)井上直哉	
<u>(兼務解消)</u>	
〃 斗谷匡志	〃 斗谷匡志
〃 太田多恵	〃 太田多恵
〃 (兼)仲井葉月	
<u>(兼務解消)</u>	
〃 岩佐圭祐	〃 岩佐圭祐
〃 島崎乃奈	〃 島崎乃奈
〃 秦卓義	〃 秦卓義
〃 亀井奨之	〃 亀井奨之
〃 比舎昌志	〃 比舎昌志
〃 小西池将	〃 小西池将
〃 大和隆之	〃 大和隆之
〃 松本幸奈	〃 松本幸奈
〃 立仙早矢	〃 立仙早矢
〃 中川和俊	〃 中川和俊
〃 関堯熙	〃 関堯熙
〃 (代行)山田裕貴	〃 (代行)山田裕貴
〃 手嶋悠生	〃 手嶋悠生
(中略)	(中略)
第8民事部(普通部)(月水木金)	第8民事部(普通部)(月水木金)
裁判官 三村憲吾	裁判官 三村憲吾
〃 (兼)中尾彰	〃 (兼)中尾彰
〃 上田瞳	〃 上田瞳
〃 (代行)松本明子	
<u>(職務代行解消)</u>	

”	神 永 暁	”	神 永 暁
”	枚 田 雅 樹	”	枚 田 雅 樹
(中略)		(中略)	
第15民事部 (交通部) (毎日)		第15民事部 (交通部) (毎日)	
裁 判 官	武 田 瑞 佳	裁 判 官	武 田 瑞 佳
”	中 武 由 紀	”	中 武 由 紀
”	中 嶋 謙 英	”	中 嶋 謙 英
”	安 井 龍 明	”	安 井 龍 明
”	(兼) 那 波 郁 香		
	<u>(兼務解消)</u>		
”	高 橋 憲 太	”	高 橋 憲 太
”	横 井 千 穂	”	横 井 千 穂
”	丸 谷 昂 資	”	丸 谷 昂 資
”	上 田 千 愛	”	上 田 千 愛
”	浅 見 一 輝	”	浅 見 一 輝
第16民事部 (普通部) (月水木金)		第16民事部 (普通部) (月水木金)	
裁 判 官	山 本 拓	裁 判 官	山 本 拓
”	(代行) 石 丸 将 利		
	<u>(職務代行解消)</u>		
”	鈴 木 千 恵 子	”	鈴 木 千 恵 子
”	村 上 貴 昭	”	村 上 貴 昭
”	(兼) 武 藤 遼		
	<u>(兼務解消)</u>		
”	山 下 栞 菜	”	山 下 栞 菜
(中略)		(中略)	
第18民事部 (普通部) (月火水金)		第18民事部 (普通部) (月火水金)	
裁 判 官	宮 崎 朋 紀	裁 判 官	宮 崎 朋 紀
”	長 丈 博	”	長 丈 博
”	三 浦 裕 輔	”	三 浦 裕 輔
”	(兼) 比 舍 昌 志		
	<u>(兼務解消)</u>		
”	根 間 玄 実	”	根 間 玄 実
第19民事部 (医事部) (毎日)		第19民事部 (医事部) (毎日)	
裁 判 官	大 森 直 哉	裁 判 官	大 森 直 哉
”	久 保 田 千 春	”	久 保 田 千 春
”	太 田 章 子	”	太 田 章 子

<p>” 小川貴裕 <u>” (兼)小西池 将</u> <u>(兼務解消)</u></p> <p>” 土肥大致 第20民事部(医事部) (月火水金) 裁判官 林 潤 <u>” (代行)富上智子</u> <u>(職務代行解消)</u></p> <p>” 長谷川利明 ” 植野賢太郎 ” 若松達郎</p> <p>(中略)</p>	<p>” 小川貴裕</p> <p>” 土肥大致 第20民事部(医事部) (月火水金) 裁判官 林 潤</p> <p>” 長谷川利明 ” 植野賢太郎 ” 若松達郎</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年6月1日から施行する。</u></p>
--	--

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和6年5月28日諮問）

（令和6年6月8日実施）

現 行	変 更 後
第 5 編 管 内 簡 易 裁 判 所	第 5 編 管 内 簡 易 裁 判 所
第 4 章 その他の簡易裁判所	第 4 章 その他の簡易裁判所
（裁判官の配置及び事務の分配）	（裁判官の配置及び事務の分配）
第 5 1 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。	第 5 1 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。
（中略）	（中略）
(6) 枚方簡易裁判所	(6) 枚方簡易裁判所
裁 判 官 齋 藤 正 人 〃 (代行) 神 谷 義 彦 <u>(職務代行解消)</u>	裁 判 官 齋 藤 正 人
民事訴訟事件の3分の1	民事訴訟事件の3分の1
民事小額訴訟事件の2分の1	民事小額訴訟事件の2分の1
民事調停事件の2分の1	民事調停事件の2分の1
民事過料事件の2分の1	民事過料事件の2分の1
民事保全事件の2分の1	民事保全事件の2分の1
令状事件の5分の2	令状事件の5分の2
刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）の2分の1	刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）の2分の1
刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の1	刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の1
1	1
（中略）	（中略）
	<u>附 則</u> この規程は、令和6年6月8日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和6年6月7日諮問）

（令和6年6月18日実施）

現 行	変 更 後
第 4 編 支 部	第 4 編 支 部
第 1 章 堺 支 部	第 1 章 堺 支 部
(裁判官の配置)	(裁判官の配置)
第 2 4 条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。	第 2 4 条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。
第 1 民事部 A	第 1 民事部 A
裁 判 官	裁 判 官
西 村 欣 也	<u>山 地 修</u>
(松江地家裁へ)	(大阪高裁から)
"	"
藤 野 美 子	藤 野 美 子
"	"
真 田 尚 美	真 田 尚 美
"	"
(兼) 大 寄 悦 加	(兼) 大 寄 悦 加
"	"
(兼) 山 田 裕 章	(兼) 山 田 裕 章
"	"
嶋 本 有 里 子	嶋 本 有 里 子
(中略)	(中略)
	<u>附 則</u>
	<u>この規程は、令和6年6月18日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和6年6月7日諮問）

（令和6年6月20日実施）

現 行	変 更 後																				
<p>（第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第12刑事部（租税部）（毎日）</p> <table data-bbox="392 851 831 1019"> <tr> <td>裁 判 官</td> <td>渡 部 市 郎</td> </tr> <tr> <td>”</td> <td>岩 崎 貴 彦</td> </tr> <tr> <td>”</td> <td>中 井 太 朗</td> </tr> <tr> <td>”</td> <td>青 木 勇 人</td> </tr> </table> <p>（中略）</p>	裁 判 官	渡 部 市 郎	”	岩 崎 貴 彦	”	中 井 太 朗	”	青 木 勇 人	<p>（第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第12刑事部（租税部）（毎日）</p> <table data-bbox="972 851 1411 1108"> <tr> <td>裁 判 官</td> <td>渡 部 市 郎</td> </tr> <tr> <td>”</td> <td>岩 崎 貴 彦</td> </tr> <tr> <td>”</td> <td>中 井 太 朗</td> </tr> <tr> <td>”</td> <td>青 木 勇 人</td> </tr> <tr> <td>”</td> <td><u>（兼）上 田 郁 也</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>（兼務発令）</u></td> </tr> </table> <p>（中略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年6月20日から施行する。</u></p>	裁 判 官	渡 部 市 郎	”	岩 崎 貴 彦	”	中 井 太 朗	”	青 木 勇 人	”	<u>（兼）上 田 郁 也</u>		<u>（兼務発令）</u>
裁 判 官	渡 部 市 郎																				
”	岩 崎 貴 彦																				
”	中 井 太 朗																				
”	青 木 勇 人																				
裁 判 官	渡 部 市 郎																				
”	岩 崎 貴 彦																				
”	中 井 太 朗																				
”	青 木 勇 人																				
”	<u>（兼）上 田 郁 也</u>																				
	<u>（兼務発令）</u>																				

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和6年6月17日諮問)

(令和6年6月29日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1	(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部(保全部)(毎日)	第1民事部(保全部)(毎日)
裁判官 松 永 栄 治	裁判官 松 永 栄 治
” 斗 谷 匡 志	” 斗 谷 匡 志
” 太 田 多 恵	” 太 田 多 恵
” 岩 佐 圭 祐	” 岩 佐 圭 祐
” 島 崎 乃 奈	” 島 崎 乃 奈
” 秦 卓 義	” 秦 卓 義
”	” 伊 藤 祐 貴
”	(鹿児島地家裁から)
” 亀 井 奨 之	” 亀 井 奨 之
” 比 舍 昌 志	” 比 舍 昌 志
” 小西池 将	” 小西池 将
” 大 和 隆 之	” 大 和 隆 之
” 松 本 幸 奈	” 松 本 幸 奈
” 立 仙 早 矢	” 立 仙 早 矢
” 中 川 和 俊	” 中 川 和 俊
” 関 堯 熙	” 関 堯 熙
” (代行) 山 田 裕 貴	” (代行) 山 田 裕 貴
” 手 嶋 悠 生	” 手 嶋 悠 生
(中略)	(中略)
第15民事部(交通部)(毎日)	第15民事部(交通部)(毎日)
裁判官 武 田 瑞 佳	裁判官 武 田 瑞 佳
” 中 武 由 紀	” 中 武 由 紀
” 中 嶋 謙 英	” 中 嶋 謙 英
” 安 井 龍 明	” 安 井 龍 明
” 高 橋 憲 太	” 高 橋 憲 太
” 横 井 千 穂	” 横 井 千 穂
” 丸 谷 昂 資	” 丸 谷 昂 資

<p>” 上 田 千 愛</p> <p>” 浅 見 一 輝</p> <p>(中略)</p>	<p>” 上 田 千 愛</p> <p>” <u>(兼)伊 藤 祐 貴</u></p> <p><u>(兼務発令)</u></p> <p>” 浅 見 一 輝</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年6月29日から施行する。</u></p>
---	--

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和6年6月17日諮問)

(令和6年6月30日実施)

現 行	変 更 後
(第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項) 別表3	(第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第10刑事部(令状部)(毎日)	第10刑事部(令状部)(毎日)
裁判官 長瀬敬昭	裁判官 長瀬敬昭
" 水落桃子	" 水落桃子
	" <u>高橋俊介</u>
	(水戸家地裁土浦支部から)
" 奥野育美	" 奥野育美
" 籾野拓輝	" 籾野拓輝
" 上田郁也	" 上田郁也
" 吉田開	" 吉田開
" (代行) 竹内壮太郎	" (代行) 竹内壮太郎
" 山田明日香	" 山田明日香
" 岡野哲郎	" 岡野哲郎
(中略)	(中略)
(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5	(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第6 令状係(毎日)	第6 令状係(毎日)
裁判官 (兼) 長瀬敬昭	裁判官 (兼) 長瀬敬昭
" (兼) 水落桃子	" (兼) 水落桃子
	" (兼) <u>高橋俊介</u>

		<u>(兼務発令)</u>
〃	(兼) 奥野育美	〃 (兼) 奥野育美
〃	(兼) 籾野拓輝	〃 (兼) 籾野拓輝
〃	(兼) 上田郁也	〃 (兼) 上田郁也
〃	(兼) 吉田開	〃 (兼) 吉田開
〃	(兼) 竹内壮太郎	〃 (兼) 竹内壮太郎
〃	(兼) 山田明日香	〃 (兼) 山田明日香
〃	(兼) 岡野哲郎	〃 (兼) 岡野哲郎
〃	畑村章夫	〃 畑村章夫
〃	岩本直樹	〃 岩本直樹
〃	木花弘	〃 木花弘
〃	小川親治	〃 小川親治
〃	足立和城	〃 足立和城
〃	(兼) 仙波陽子	〃 (兼) 仙波陽子
〃	(兼) 立川唱寛	〃 (兼) 立川唱寛
(中略)		(中略)
		<u>附 則</u>
		<u>この規程は、令和6年6月30日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和6年6月17日諮問）

（令和6年7月1日実施）

現 行	変 更 後
（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1	（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
（中略）	（中略）
第4民事部（商事部） <u>（月火木金）</u>	第4民事部（商事部） <u>（火水木金）</u>
裁判官 谷口哲也	裁判官 谷口哲也
〃 <u>（兼）谷村武則</u>	
<u>（兼務解消）</u>	
〃 高原大輔	〃 高原大輔
〃 黒田吉人	〃 黒田吉人
〃 佐藤克郎	〃 佐藤克郎
（中略）	（中略）
第7民事部（租税・行政部） <u>（月火木金）</u>	第7民事部（租税・行政部） <u>（月火木金）</u>
裁判官 徳地 淳	裁判官 徳地 淳
〃 <u>（兼）太田章子</u>	
<u>（兼務解消）</u>	
〃 三木裕之	〃 三木裕之
〃 中村雅人	〃 中村雅人
〃 牛瀨裕輝	〃 牛瀨裕輝
第8民事部（普通部） <u>（月水木金）</u>	第8民事部（普通部） <u>（月水木金）</u>
裁判官 三村憲吾	裁判官 三村憲吾
〃 <u>（兼）中尾 彰</u>	
<u>（兼務解消）</u>	
〃 上田 瞳	〃 上田 瞳
〃 神永 暁	〃 神永 暁
〃 枚田雅樹	〃 枚田雅樹
（中略）	（中略）
（第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項）	（第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項）

別表3	別表3																								
<p style="text-align: center;">裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1刑事部（普通部）（毎日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">裁判官</td> <td>加藤 陽</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>大久保 優子</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>加藤 雄大</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td><u>(兼) 土肥 大致</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>(兼務解消)</u></td> </tr> </table>	裁判官	加藤 陽	〃	大久保 優子	〃	加藤 雄大	〃	<u>(兼) 土肥 大致</u>		<u>(兼務解消)</u>	<p style="text-align: center;">裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1刑事部（普通部）（毎日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">裁判官</td> <td>加藤 陽</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>大久保 優子</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>加藤 雄大</td> </tr> </table>	裁判官	加藤 陽	〃	大久保 優子	〃	加藤 雄大								
裁判官	加藤 陽																								
〃	大久保 優子																								
〃	加藤 雄大																								
〃	<u>(兼) 土肥 大致</u>																								
	<u>(兼務解消)</u>																								
裁判官	加藤 陽																								
〃	大久保 優子																								
〃	加藤 雄大																								
(中略)	(中略)																								
<p>第15刑事部（普通部）（毎日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">裁判官</td> <td>末弘 陽一</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>三澤 節史</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>高橋 里奈</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>林村 優雅</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td><u>(兼) 高矢 輝乃</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>(兼務解消)</u></td> </tr> </table>	裁判官	末弘 陽一	〃	三澤 節史	〃	高橋 里奈	〃	林村 優雅	〃	<u>(兼) 高矢 輝乃</u>		<u>(兼務解消)</u>	<p>第15刑事部（普通部）（毎日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">裁判官</td> <td>末弘 陽一</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>三澤 節史</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>高橋 里奈</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>林村 優雅</td> </tr> </table>	裁判官	末弘 陽一	〃	三澤 節史	〃	高橋 里奈	〃	林村 優雅				
裁判官	末弘 陽一																								
〃	三澤 節史																								
〃	高橋 里奈																								
〃	林村 優雅																								
〃	<u>(兼) 高矢 輝乃</u>																								
	<u>(兼務解消)</u>																								
裁判官	末弘 陽一																								
〃	三澤 節史																								
〃	高橋 里奈																								
〃	林村 優雅																								
(中略)	(中略)																								
第4編 支部	第4編 支部																								
第1章 堺支部	第1章 堺支部																								
<p style="text-align: center;">(裁判官の配置)</p> <p>第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">(裁判官の配置)</p> <p>第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。</p>																								
(中略)	(中略)																								
<p>第1民事部B</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">裁判官</td> <td>(兼) 桑原 直子</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 藤野 美子</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 真田 尚美</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>國分 綾</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>大寄 悦加</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>山田 裕章</td> </tr> </table>	裁判官	(兼) 桑原 直子	〃	(兼) 藤野 美子	〃	(兼) 真田 尚美	〃	國分 綾	〃	大寄 悦加	〃	山田 裕章	<p>第1民事部B</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">裁判官</td> <td>(兼) 桑原 直子</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 藤野 美子</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 真田 尚美</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>國分 綾</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>大寄 悦加</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>山田 裕章</td> </tr> </table>	裁判官	(兼) 桑原 直子	〃	(兼) 藤野 美子	〃	(兼) 真田 尚美	〃	國分 綾	〃	大寄 悦加	〃	山田 裕章
裁判官	(兼) 桑原 直子																								
〃	(兼) 藤野 美子																								
〃	(兼) 真田 尚美																								
〃	國分 綾																								
〃	大寄 悦加																								
〃	山田 裕章																								
裁判官	(兼) 桑原 直子																								
〃	(兼) 藤野 美子																								
〃	(兼) 真田 尚美																								
〃	國分 綾																								
〃	大寄 悦加																								
〃	山田 裕章																								

<p>〃 (兼) 吉本 奈々絵 〃 (兼) 琴岡 佳美 <u>〃 (兼) 山根 直輝</u> <u>(兼務解消)</u> 〃 (兼) 嶋本 有里子 〃 (兼) 嶋村 弥寿</p> <p>第2民事部</p> <p>裁判官 桑原 直子 〃 吉本 奈々絵 〃 嶋村 弥寿 〃 琴岡 佳美 <u>〃 山根 直輝</u> <u>(部に属しない裁判官へ)</u></p> <p>(中略)</p> <p>部に属しない裁判官</p> <p>裁判官 惣脇 美奈子 〃 安部 朋美 〃 吉澤 暁子 〃 平井 美衣瑠 〃 中村 公大</p> <p>(中略)</p>	<p>〃 (兼) 吉本 奈々絵 〃 (兼) 琴岡 佳美</p> <p>第2民事部</p> <p>裁判官 桑原 直子 〃 吉本 奈々絵 〃 嶋村 弥寿 〃 琴岡 佳美</p> <p>(中略)</p> <p>部に属しない裁判官</p> <p>裁判官 惣脇 美奈子 〃 安部 朋美 〃 吉澤 暁子 〃 平井 美衣瑠 〃 中村 公大 <u>〃 山根 直輝</u> <u>(堺2民から)</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年7月1日から施行する。</u></p>
---	--

大阪地方裁判所執行官事務分配規程変更(案)

(令和六年三月七日諮問)
(令和六年四月一日実施)

変更後	現行
<p>(堺支部の事務分配)</p> <p>第十六条 堺支部に勤務する執行官が取り扱うべき事務のうち、別表一の事務を総括執行官補佐に分配し、別表三の事務を、各区分ごとに、受理の順序に従い、所長があらかじめ定める順序で、各執行官に順次事務を分配する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則</p> <p>この規程は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>(堺支部の事務分配)</p> <p>第十六条 堺支部に勤務する執行官が取り扱うべき事務のうち、別表一の事務を総括執行官補佐に分配し、別表三の事務を、各区分ごとに、受理の順序に従い、所長があらかじめ定める順序で、総括執行官補佐以外の各執行官に順次事務を分配する。ただし、相当の理由があるときは、総括執行官補佐には別表三の4号の事務の一部を受理の順序に従い分配する。</p> <p>(中略)</p>

大阪高等・地方・簡易裁判所当直規程変更（案）

（令和6年3月21日諮問）

（令和6年4月1日実施）

現 行	変 更 後
<p>（当直員）</p> <p>第4条 当直員には、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎に勤務する次の各号に掲げる職員をもって充てる。</p> <p>（1）次席書記官、大阪簡易裁判所首席書記官、総括主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官及び主任書記官たる裁判所書記官、速記管理官及び速記副管理官たる裁判所速記官並びに事務局次長（大阪高等裁判所事務局次長を除く。）、事務部長、課長、総括企画官、文書企画官、企画官、課長補佐及び専門官たる裁判所事務官</p> <p>（中略）</p>	<p>（当直員）</p> <p>第4条 当直員には、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎に勤務する次の各号に掲げる職員をもって充てる。</p> <p>（1）次席書記官、大阪簡易裁判所首席書記官、総括主任書記官、<u>裁判部企画官</u>、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官及び主任書記官たる裁判所書記官、速記管理官及び速記副管理官たる裁判所速記官並びに事務局次長（大阪高等裁判所事務局次長を除く。）、事務部長、課長、総括企画官、文書企画官、企画官、課長補佐及び専門官たる裁判所事務官</p> <p>（中略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>